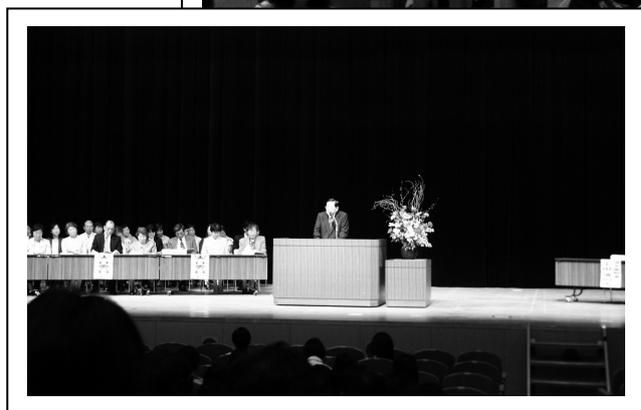


第44回 埼玉県消費者大会



今年の消費者大会より

大会スローガン

平和で公正な社会を実現し、明るい未来をつくりましょう！

日時 2008年10月7日（火）全体会 10:30～12:30
分科会 13:30～15:45

会場 埼玉会館大ホール・会議室

主催 第44回埼玉県消費者大会実行委員会

後援 埼玉県

第 44 回埼玉県消費者大会実行委員会参加団体名簿

【大会役員】

実行委員長 新井 里美（埼玉県生協ネットワーク協議会会長）

副実行委員長 平澤 侑（埼玉母親大会連絡会会長）

事務局長 伊藤 恭一（埼玉県消費者団体連絡会代表幹事）

団 体 名	代表者名
埼玉県地域婦人会連合会	片貝 弥生
埼玉公団住宅自治会協議会	向地 昇
埼玉母親大会連絡会	平澤 侑
新日本婦人の会埼玉県本部	加藤 ユリ
コーペル	宮沢 方子
埼玉県生活協同組合連合会	石川 祐司
埼玉県生協ネットワーク協議会	新井 里美
生活協同組合さいたまコープ	佐藤 利昭
生活協同組合ドウコープ	坂本 美春
医療生協さいたま生活協同組合	神谷 稔
さいたま住宅生活協同組合	本山 豊
埼玉県労働者共済生活協同組合（全労済）	佐野 英二
J A 埼玉県女性組織協議会	青木 敏子
埼玉県農民運動連合会	立石 昌義
N P O 法人埼玉消費者被害をなくす会	石川 祐司
埼玉県消費生活コンサルタントの会	関口多恵子
春日部市くらしの会	齋藤 恂子
加須市くらしの会	杉沢 正子
久喜市くらしの会	宮内 智
志木市くらしの会	木下 里美
白岡町くらしの会	川嶋ヒロ子
越谷市消費生活研究会	中村千代子
さいたま市消費者団体連絡会	久慈 美知子
所沢市消費者団体連絡会	河村フクエ

大会プログラム	1
基調報告	5
県への要請書	13
大会アピール（案）	15
分科会資料	16
実行委員会参加団体紹介	33
資料編：市町村における消費生活関連事業調査の結果報告書	42

大会プログラム（分科会）

開場：13時00分 開会：13時30分 閉会：15時45分

No.	分科会名	内 容	会 場
1	「世界の食料事情はいま」 ～これでいいの？ 日本の食料自給率～	日本は食料自給率が 39%台という低さです。お金を出せばいつでも必要なだけ世界で食料を買うことができるのでしょうか？世界や日本の食料事情について学習し、私たちはどうすればよいのか一緒に考えてみませんか？	2階 ラウンジ
	助言者	大木 茂さん （麻布大学獣医学部 動物資源経済学研究室准教授）	
2	「どうなる これからの高齢者」 ～後期高齢者医療制度と介護～	4月から始まった「後期高齢者医療制度」。十分な理解が得られないままで、年金からの保険料天引き等不安不信が増すばかりですが、保険料の口座引き落としや、減免も出来ません。改めて皆で制度を学び合いましょう。	3C 会議室
	助言者	鹿野 睦子さん （医療生協さいたま生活協同組合 浦和民主診療所事務長）	
3	「もっと消費者を 守るために」 ～一元化って？消費者庁って？～	次々に起こる食品の偽装表示や身近な製品事故、訪問販売詐欺など…減らない背景には縦割りの消費者行政があります。私たち消費者の目線に立った行政をめざし、何が今大切なのかを学んでいきましょう。	7A 会議室
	助言者	池本 誠司さん （弁護士・NPO法人埼玉消費者被害をなくす会副理事長）	
4	「ゴミを減らして 効果があるの？」 ～温暖化対策 身近に出来ること～	環境のため、温暖化防止のため、私たちに出来ることはあるのでしょうか。身近なゴミの問題から考えてみませんか？	7B 会議室
	助言者	木村 芳裕さん （埼玉自治体問題研究所 ゴミ環境研究会責任者）	
5	「子どもと携帯電話」 ～知っていますか？ 子どものケータイ利用の実態 考えましょう！大人と社会の責任～	2007年に内閣府が発表した調査結果では、小学生の携帯電話所有率は約3割。この事実から出発し、大人と社会が考えなければいけないことについて話し合いましょう。	3B 会議室
	助言者	加藤 千枝さん （NPO法人青少年メディア研究協会企画調査員）	

大会プログラム（分科会）

開場：13時00分 開会：13時30分 閉会：15時45分

No.	分科会名	内 容	会 場
1	世界の食料事情は今 ～これでいいの？ 日本の食料自給率～	日本は食料自給率が 39%台という低さです。お金を出せばいつでも必要なだけ世界で食料を買うことができるのでしょうか？世界や日本の食料事情について学習し、私たちはどうすればよいのか一緒に考えてみませんか？	2階 ラウンジ
	助言者	大木 茂さん （麻布大学獣医学部 動物資源経済学研究室准教授）	
2	「どうなる これからの高齢者」 ～後期高齢者医療制度と介護～	4月から始まった「後期高齢者医療制度」。十分な理解が得られないままで、年金からの保険料天引き等不安不信が増すばかりですが、保険料の口座引き落としや、減免も出来ません。改めて皆で制度を学び合いましょう。	3C 会議室
	助言者	鹿野 睦子さん （医療生協さいたま生活協同組合 浦和民主診療所事務長）	
3	「もっと消費者を 守るために」 ～一元化って？消費者庁って？～	次々に起こる食品の偽装表示や身近な製品事故、訪問販売詐欺など…減らない背景には縦割りの消費者行政があります。私たち消費者の目線に立った行政をめざし、何が今大切なのかを学んでいきましょう。	7A 会議室
	助言者	池本 誠司さん （弁護士・NPO法人埼玉消費者被害をなくす会副理事長）	
4	「ゴミを減らして 効果があるの？」 ～温暖化対策 身近に出来ること～	環境のため、温暖化防止のため、私たちに出来ることはあるのでしょうか。身近なゴミの問題から考えてみませんか？	7B 会議室
	助言者	木村 芳裕さん （埼玉自治体問題研究所 ゴミ環境研究会責任者）	
5	「子どもと携帯電話」 ～知っていますか？ 子どものケータイ利用の実態 考えましょう！大人と社会の責任～	2007年に内閣府が発表した調査結果では、小学生の携帯電話所有率は約3割。この事実から出発し、大人と社会が考えなければいけないことについて話し合いましょう。	3B 会議室
	助言者	加藤 千枝さん （NPO法人青少年メディア研究協会企画調査員）	

記念講演

小泉 武夫 さん プロフィール

東京農業大学応用生物科学部教授

☆プロフィール☆

農学博士 専攻は醸造学・発酵学、食文化論。
1943年福島県の酒造家に生まれる

現在 東京農業大学応用生物科学部教授
鹿児島大学客員教授 別府大学客員教授
広島大学医学部大学院客員教授
全国地産地消推進実行協議会会長(農水省)
食料自給率向上協議会会長(農水省大臣官房)
発酵の街づくり全国ネットワーク会議代表 など



主な受賞 日本醸造協会伊藤保平賞 日本発明協会白井賞
平成8年度教育映画祭最優秀作品賞(映画『発酵の魅力』)
1998年 随筆『中国食材考』ベストエッセイに選ばれる
1999年 ギャラクシー賞(NHK『ようこそ先輩課外授業』・テレビ番組批評家懇話会
放送文化顕彰委員会)
2004年 第51回産経児童出版文化賞(『しょうたとなっとう』)ポプラ社刊

主な著書 『食と日本人の知恵』(岩波現代文庫・岩波書店)『不味い!』(新潮社)
『旅せざるもの食うべからず』(光文社)『食に知恵あり』(日本経済新聞社)
『食に幸あり』(日本経済新聞社) など、著作は96冊を超える。

小説 『草井是好からのご挨拶』(求龍堂・第19回すばる文学賞ノミネート作品)
『正覚坊の亀』(『小説現代』3月号、2000年、講談社) など

現在連載執筆中 『食あれば楽あり』(日本経済新聞社)
『小泉武夫の食味学』(月刊『旅行読売』)

主な出演番組 『全国こども電話相談室』(TBS ラジオ)
『小泉武夫の行った・見た・食った』(RKB 毎日放送)

オープニング ワッツ☆ゴスペル

♪. Amazing Grace

♪. Joyful Joyful

♪. きずな 作詞：湯川れい子 作曲：宮川彬良

ワッツ☆ゴスペル

2004年結成

さいたま市岩槻区を拠点に渡邊淳子氏のもとパワフルに活動中！！

「魂の底から声を出し、リズムとハーモニーに身をゆだねればストレス解消！！

気分はJOYFUL！！前向きに笑顔で生きる力を皆さんと分かち合えたら最高です」

指導者 渡邊淳子氏 プロフィール

日本ゴスペルシンガーの第一人者 亀渕友香氏が率いるゴスペルクワイア The Voices of Japanーザ・ヴォイセス・オブ・ジャパニーのメインメンバーとして活躍中。

J-Gospel Director。

関東各所においてゴスペル音楽の普及に努めている。

ゴスペル音楽とは・・・



ゴスペル (Gospel) とは、一般的に『福音』の訳。
ゴスペル音楽は、アメリカ開拓時代に、アフリカ大陸から連れて来られたアフリカンーアメリカン (African-American …黒人) が、奴隷としての苦しい時代を、神を賛美し、歌う喜び、楽しみで、乗り越えた歴史の背景の中で生まれました。
ゴスペルの持つ美しいメロディーや力強さ、そして、このゴスペルの持つ言葉の力に、現代社会に生きる私達は共感でき、世界中の人々に愛されています。

連絡先

ワッツ☆ゴスペル

☎080-3411-5914

iwatuki-j-gospel-choir@t.vodafone.ne.jp

大会スローガンと基調報告

「平和で公正な社会を実現し、明るい未来をつくりましょう！」

I. 誰でも人間らしく生きていく権利をもっています。安心して生きられる社会をめざしましょう。

1. 原油や穀物価格などの急騰により、世界で「経済危機」「食料危機」が広がっています。

(1) 投機マネーの規制や穀物を使ったバイオ燃料の生産禁止が求められています。

- ① 原油は1バーレル140ドル水準(WTI 価格)と1年で2倍の値上がりを記録しました。石炭や鉄鉱石なども軒並み大幅値上がりし、すべての生産財、消費財が高騰しています。
- ② バイオエタノールの増産は、小麦・大麦・大豆・トウモロコシという主要穀物の不足と価格高騰を招き、世界で10数億の人々に飢えと貧困の脅威をもたらしています。
- ③ 日本でも、冷え込んだ家計に、ガソリン、電力・ガスなどの公共料金、あらゆる食品などの値上げが追い討ちをかけています。また、飼料や生産用各種エネルギーの高騰は、農業、漁業などの生産活動の存廃にも関わる厳しさとなっています。

(2) 家計の収入は減ったままです。そのうえに税金と社会保険料の負担増で、くらしは悲鳴をあげています。

- ① 6年間に及んだ景気拡大で、企業全体では利益を98年度の21兆円から05年度には52兆円へと増加させ、大儲けしています。にもかかわらず、従業員に支払った給与の06年の総額は97年と比べて94%と減少しています。家計の収入は減少したままです。
- ② 収入の減少のうえに、増税と社会保険料の値上げが相次ぎ、消費支出は約1割低下したままです。定率減税・配偶者特別控除・高齢者控除の廃止などがこの数年続きました。国民年金、厚生年金保険料、介護保険料も値上げが繰り返されています。
- ③ 働く人の約4割が一ヶ月以内の臨時雇用と非正規社員となっています。派遣労働者は99年度100万人から06年度312万人に増えました。仕事をするときだけ雇用される「登録型」がその大半を占めています。
- ④ 06年に年収200万円以下の労働者が1260万人に上りました。その中には、生活保護費よりも低い賃金しか受け取れないワーキングプアと呼ばれる人が多数います。

2. 02年度からの社会保障費の削減で、社会保障は後退の一途をたどっています。

(1) 8割を超える多数の国民は、日常の生活や将来に大きな不安を抱えています。老後の生活、年金や収入の不安が第一で、そして医療・介護の不安となっています。

- ① 国民年金だけの受給者は910万人で、その受給者の4割の人が4万円未満、受給金額

は平均年 57 万円と低額です。また、無年金の人は 118 万人となっています

- ② 国民年金の 06 年度納付率は 66%で、実質 5 割程度です。これでは、将来、無年金者の急増が予測され、国民年金制度は破綻してしまいます。
- ③ 宙に浮いた年金 5095 万件のうち、この 6 月までに統合されたのは 619 万件わずか 12%に留まっており、年金の信頼回復はおぼつかない状況です。

(2) 保険証が取り上げられるなど、安心できる国民皆保険制度が崩壊しはじめています。

- ① 医師不足などを理由として、07 年度までの 4 年間に、内科、産科、小児科など診察体制を縮小した病院は全国 62%、診察科そのものを廃止した病院はおよそ 2 割にも及んでいます。
- ② 人口 1000 人当たりの医師数は 2.1 人で、経済協力開発機構 (OECD) 加盟 30 か国中 27 位です。OECD 平均は 3.1 人となっています。政府は、国民の声に押されて、来年度より、医学部の入学定員を増やすことに方針転換をしました。
- ③ 国民健康保険料を滞納している世帯は、国保加入世帯の 18.6%、480 万世帯にのぼっています。高い保険料によって払えない人が増えているといえます。
- ④ 3 ヶ月の期限付の短期保険証が 116 万世帯に、医療費を全額窓口で支払わなければならない資格証明証が 34 万世帯に発行されています。受診抑制や受診遅れになり重病化、死亡する事例も頻発しています。
- ⑤ 後期高齢者医療制度の内容に納得できないとして行政に抗議の意思を示す不服審査は、全国で 29 都道府県で請求されています。制度の廃止・見直しを求める意見書は 633 の地方議会、35 都府県医師会が提出するなど制度に対して大きな国民の非難が沸きあがっています。

(3) 介護保険制度も「保険あっても介護なし」といわれる状況が生まれています。

- ① 介護の現場で働く人の報酬は平均月 23 万円と低く、離職率が高く、介護事業所は深刻な人手不足に陥っています。07 年度介護労働者の離職率は 22%となっています。
- ② 今後 10 年間に 60 万人の介護職員が必要とされており、大幅な介護報酬と賃金の引き上げが求められています。
- ③ 「新予防給付」への移行や利用料の負担増の中で、必要な介護が受けられない高齢者 (介護難民) が増えています。生活援助は大幅な削減となっています。
- ④ 介護殺人は、1998 年から 6 年間で約 200 件発生しているとされています。

(4) 生活保護制度も後退と適用排除がすすめられています。

- ① 06 年度の 1 カ月平均の生活保護世帯数は、107 万世帯と年々増加しています。
- ② 窓口の受給抑制もあり、現在の受給者は必要とされる生活困窮者の 2 割程度しか補足されていません。
- ③ 受給者の約 4 割は 65 歳以上の高齢者です。そして、その半数以上は「無年金」の人となっています。

(5) セーフティネットが崩壊し、誰でもが生きていける社会ではなくなっています。

- ① 厚労省の調査では、95年から05年の11年間の餓死者は867人となっています。
- ② 07年の自殺者は33,093人で10年連続3万人を上回っています。毎日91人の人が命を落とされています。10万人当たりの自殺率25.9人で先進国ではトップで、経済的理由による自殺が多くなっています。
- ③ 06年の自己破産者は、約17万人で、その最大の原因は「生活苦・低所得」です。
- ④ 生活苦を理由とした痛ましい無理心中が急増しています。

3. 国民の要望は社会保障の充実です。セーフティネットを張り替えましょう。

(1) 日本の社会保障費は決して多くありません。先進国の中では低くなっています。

- ① 日本の社会保障給付費は国内総生産高（GDP）比18%程度で、ドイツ、フランス、スウェーデンなどとくらべても10%以上少なくなっています。
- ② 税金のうちで社会保障費に向けられている割合、社会保障財源に占める公費の割合のどの指標をとっても日本の社会保障への税金の投入は少ないといえます。
- ③ 歳出削減を理由に、社会保障費は切り下げられてきました。社会保障費の自然増を02年度3000億円、03年度から08年度まで毎年2200億円削減されてきました。
- ④ 結果として、社会保障制度は後退の一途を辿っています。後期高齢者医療制度も医療費の削減、高齢者の負担増を最大の目的として導入されたものです。

(2) 急いで、年金・医療・介護保険制度をはじめとした社会保障制度を拡充させましょう。

- ① 高齢者だれでもが一定額以上の年金を受け取ることができる年金制度の再構築が望まれています。
- ② だれでもが保険証1枚で安心して医療が受けられる国民皆保険制度の充実をはかりましょう。健康保険料と医療費の国民負担の軽減と医療体制の充実が求められています。
- ③ 高くなっている介護保険料と利用料、介護労働者の確保ができる介護報酬、介護認定と受給サービスの内容など総合的な介護保険制度の見直しと充実が必要です。

(3) 税金のムダ遣い・不正使用を徹底的に減らし、社会保障財源に充てることを要望します。

- ① 国の特別会計の財政規模は、重複を除いて225兆円です。そのうえに国と地方公共団体の財政を加えれば300兆円以上となります。仮に1割の節約ができれば30兆円の財源が毎年確保することができます。
- ② 特別会計の07年度の決算は、歳入396兆円、歳出353兆円で43兆円の剰余がでる見込みです。これは、当初の見込みを15兆円上回るものですが、しかし、一般会計には1.8兆円しか繰り入れられません。
- ③ 日本の企業の税と社会保険料の負担は、GDP比8.0%で、ヨーロッパの国々比べて非常に少なくなっています。仮に、ドイツやフランス並になれば10兆円前後の新たな財源が確保できます。また、OECDは「日本の企業で法人税を支払うのは全体の3分の1」と指摘しています。

II. 我々の子孫から借り受けている“かけがえのない地球”を次の世代に引き継げるようにしましょう。

1. ここ 10~20 年でどれだけ削減できるか！温室効果ガス削減目標の達成は、待ったなしとなっています。

(1) 温暖化は加速しています。20 年までに 25~40%の削減、2050 年度までに 60~80%の削減が求められています。

- ① 引き続き化石燃料に依存した社会が続くならば、今世紀末には 1990 年比が平均気温で 4.0℃最大 6.4℃まで上昇すると予測しています。
- ② 気温上昇が 2℃以上となれば、気候変動による甚大な被害が世界全体で発生します。それ以内に抑えるためには、2050 年までに温室効果ガスの排出を半減する必要があるとされています。それには、先進国は 20 年までに 25~40%の削減、2050 年度までに 60~80%の削減が求められています。

(2) 日本では、低炭素社会づくりへ価値観の根本的転換が求められています。

- ① 07 年度の日本の排出量は、90 年比 5.7%増加しており、目標達成には、現在より 12%近い削減が必要です。埼玉県では、05 年において 90 年比 5.6%の増加となっています。
- ② 産業部門の排出が大半です。法的な排出削減が必要となっています。
- ③ レジ袋の有料化、深夜営業の自粛、自動販売機の削減、深夜放送の縮小など積極的な温室効果ガス削減政策への踏み込みが求められています。
- ④ 家庭部門でも約 4 割の排出増となっています。家庭では電気と自動車の使用による排出が大半となっており、この削減が必要です。
- ⑤ 消費者、消費者団体も連携して「買い物袋」持参運動、エコライフの取組み、電気ダイエットなどの温室効果ガス排出削減の運動をすすめましょう。

(3) 毎年日本の本州の 3 分の 2 の面積の森林が消失しており、急速に森林が減少しています。

- ① アマゾンの森林消失が加速されています。この 1 年間の消失面積は前年の 69%増の 8147Km²で東京の面積の 3.8 倍が伐採されています。
- ② 2100 年までに気流の変化によりアマゾンは砂漠化し熱帯雨林は消えてしまうという恐ろしい警告も発せられています。シベリアの森林とともに“地球の肺”の機能不全は全人類の生存に係わる重大問題です。

2. 2020 年までの核兵器廃絶を目指す平和市長会議の「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の運動が広がっています。この運動に消費者も積極的に加わりましょう。

(1) 核戦争による地球絶滅までの残り時間を示す「終末時計」は、「時計」の針が 2 分進められ、滅亡 5 分前となり、危機は進行しています。

- ① 核保有国 5 カ国で 2 万 6 千発の核兵器が備蓄・配備されています。そして、インド・

パキスタン・イスラエルなどへと核兵器は拡散しています。

② 核の拡散の中で、テロリストに核兵器が渡ることが最も恐れられています。

(2) 2010年のNPT再検討会議において「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の基本合意を実現することが重大テーマです。

① 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を提唱している平和市長会議への加盟都市は131カ国2368都市へと広がっています。

② 広島市は、原爆展を全米101都市で、また、平和諸団体も世界の各地で開催し、世界でも核兵器廃絶の世論は高まっています。

③ 広島市でG8下院議長会議が開催されました。アメリカのペロン下院議長は「すべての国が平和を促進してよりよい世界を作ることが喫緊の課題だ」と声明を発表しました。

④ 新しいオーストラリアラッド首相の日本の訪問の最初の地は広島でした。平和記念資料館で「核兵器のない世界を求めてともに働こう」と発信しました。

⑤ キッシンジャー元国務長官らかつてのアメリカ政府の高官が次々に核抑止論の無力について言及、核廃絶を実現するための提言を発表しています。ノルウェー政府も提言に呼応し、この2月に核軍縮国際会議を開催し、「すべての国の指導者は、核兵器のない世界の実現を自分自身の事業として取り組むべきである」と呼びかけました。

⑥ 「核兵器の廃絶の提唱」と「非核三原則の厳守」という「非核日本宣言」を日本政府に行わせようとする運動も広がっています。

(3) イラク戦争が、誤りであったことが全世界の認識に広がっています。同時に、国家間の問題解決には平和的な手段によるべきとの意見が強まっています。

① アメリカでの世論調査では、イラク戦争不支持が7割近くになっています。またイランに核開発をやめさせるためには「経済的・外交的努力」をすべきだと答えた人は7割を超えています。

② 名古屋高等裁判所は、イラクでの航空自衛隊の活動に対して憲法違反という判決を行いました。イラクは、泥沼化した戦争状態にあり、多国籍軍の武装兵員を空輸することは武力行使と一体化した行動で憲法9条に違反するというものでした。

③ 「憲法を改正すべきだ」という人は、年々、少なくなり約50%に低下しています。一方、「9条を変えないほうがよい」とする人は、3人に2人の高い割合です。

(4) 原爆被害の実相を広め、核兵器廃絶のための原爆症認定集団訴訟が連続して勝訴してきています。

① 全国15地裁・4高裁、原告305名で、原爆症の認定を求めて裁判が闘われています。現在、認定者は、被爆者26万人のうちわずか2280人に過ぎません。

② 埼玉では、中野さんの認定をめぐって埼玉地裁で裁判が進行しています。「支援する埼玉の会」には33団体109名の広い支援活動が行われています。

③ 10裁判のすべてで原告勝訴、国の敗訴という判決です。仙台・大阪高裁の判決に国は上告を断念しました。

- ④ 放射線起因性に関する国の審査方針は断罪され、国は原爆症認定基準を多少広げるように変更してきています。

Ⅲ. 消費者問題、食料問題、食の安全、教育問題においても消費者の願いが実現できるように運動をすすめてみましょう。

1. 消費者団体訴訟制度の施行をはじめ、「消費者の権利を確立」する運動は前進しています。

(1) 消費者被害、製品偽装、製品事故などは、今も頻発しており、消費者の権利や利益がないがしろにされている事態は続いています。

- ① 振り込め詐欺は、今年も増加しており被害金額は昨年の 1.6 倍、被害額 300 億円に達する見込みです。
- ② 生命保険会社 38 社の保険金不払いは、131 万件 964 億円に達しています。また、割引料金の適用を行わなかったなどの理由による損害保険料の取り過ぎは、損害保険会社 25 社で 153 万件 371 億円に上っています。
- ③ 建材メーカー「ニチアス」が耐火用建材の性能試験をごまかして大臣認定を受け、その建材は既に全国で 10 万棟に使用されているとされています。東洋ゴム工業も、建設用断熱パネルの性能検査で不正に認定を受けていました。

(2) 産業優先の社会から、消費者・生活者優先の社会への転換が語られ始められました。

- ① 政府の「消費者行政推進会議」が最終報告をまとめ、来年の消費者庁の新設が盛り込まれました。消費者契約法、食品衛生法など 29 の法律を所管し、一元的に消費者政策をすすめるとのことです。
- ② 地方の消費者行政の充実も提起され、国として予算措置がされるということです。
- ③ 弁護士会、司法書士会、消費者団体 28 で「消費者行政充実埼玉会議」が発足し、知事への消費者行政充実の要請をはじめ活動をすすめています。

(3) 消費者や弁護士をはじめとした国民的運動で消費者関連法が消費者の利益を確保するように改正がつづいています。

- ① 「割賦販売法」「特定商取引法」が改正され、次々販売に対抗できるようになりました。
- ② 「特定商取引法」「景品表示法」に消費者団体訴訟制度が導入されることになりました。
- ③ 「改正消費生活用製品安全法」が昨年 5 月に施行されました。ガス湯沸し器、扇風機などによる死亡・傷害事故が相次いだことによるものです。

(4) 消費者団体訴訟制度が施行され、全国で適格消費者団体が 6 団体誕生し訴訟が 2 件行われています。訴権を背景に不当な契約の改善数多く実現できています。

- ① 埼玉消費者被害をなくす会は、団体正会員 17、団体賛助会員 6、個人正会員 103 人、個人賛助会員 15 人と広がりを見せています。
- ② アパートの賃貸、携帯電話などの不当契約を改善する活動がすすめられています。

2. 「食料危機」の中で、政府は食料の自給率（カロリーベース）目標を 50%に引き上げました。しかし、自給率は 07 年度も 40%を割り込んだままで、自給率の向上は急務です。

(1) 「お金で、食料が世界から買える時代ではない」ことが明確となっています。自給率を向上させる政策を積極的に推進することが必要です。

- ① 干ばつ、新興国での食料需要の増加、食料を原料とするバイオエタノールの増産政策などにより、世界の穀物在庫量は過去最低となっています。
- ② すべての国が自分たちの食料を確保し、農業政策を決定することができる「食料主権」の考え方が広がっています。

(2) 農家への生産支援・補助を充実させることが農業を発展させるうえで重要です。

- ① アメリカやヨーロッパの農家収入のうちで直接補償費は 5 割と高い水準です。日本は半分以下の 22%となっており、農業所得補助予算の増額が必要です。
- ② 食料自給率の向上や耕作地確保に有効な施策は確実に実行されなければなりません。飼料米などへの適切な援助が行われれば、飼料自給率は 25%から 35%へ高まる可能性が指摘されています。

3. 重大な食品の中毒事件が発生しています。食品の監視・検査体制の強化が必要です。

(1) 「手作り餃子中毒事件」「メラミンを含んだ毒ミルク事件」が発生し、深刻な健康被害が、ひろがっています。

- ① 「手作り餃子中毒事件」は日本では、重篤患者を含む 10 人の有機リン中毒患者が発生する健康被害となりました。中国でも数人の被害者が生まれました。
- ② 中国ではメラミンを含んだミルクによって死亡者数人を含む数万の幼児が被害者となる事件が発生しました。日本にも、そのミルクを使った食品が販売されていました。
- ③ 事件後、輸入食品検疫所で冷凍加工食品の残留農薬検査が行われるようになりました。輸入食品の検査体制を大幅に強化することが必要です。
- ④ 埼玉県においても、食品製造業者の監視と県内に流通する食品の検査の充実が求められています。

(2) 企業の利潤最優先の悪質な食品偽装事件が連続しています。JAS 法を厳格に改正することなど政府の食の安全確保の責任を果たすことが望まれています。

- ① 「三笠フーズ」などが農水省から買い取った残留農薬や有毒カビが含まれた「事故米」が食用として転売され、小中学校、保育園、福祉施設への給食や酒・お菓子などの原料に使われるという食の安全を大きく揺るがす事件が発生しました。
- ② 「魚秀」らによる中国産ウナギの国産偽装では、偽装されたウナギは 200 万匹にのびりました。しかも、その中から使用禁止されている合成抗菌剤「マラカイトグリーン」も検出されるという食の安全にもかかわる事件です。
- ③ 悪質な偽装が長期間行われているということが重大な問題です。比内地鶏では加工販売会社が設立された 85 年当初から、「赤福」の製造日の印刷し直しは 34 年前です。

- ④ 農林水産省の「食品表示 110 番」への 07 年度の通報件数は、4574 件と急増しています。一方、表示違反での摘発もあらゆる食品の分野へ広がっています。

4. 少子化対策、子育て支援、教育問題にも財政を確保した効果的な対策が求められています。

(1) 日本の少子化対策費は、EU の国との比較では、概ね 3 分の 1 以下と少なく、GDP 比でフランス 3.02% 英国 2.93% ドイツ 2.01% 日本 0.75% となっています。

- ① 07 年合計特殊出生率、1.34 となり 2 年連続わずかながら上昇しました。埼玉県は、06 年 1.24、07 年 1.26 と全国平均を下回っています。
- ② 児童手当や育児休業制度、保育サービスなどの子供と家庭支援の充実が求められています。
- ③ 保育所の待機児童が、4 月時点で 19550 人と昨年より 1624 人増加しています。
- ④ 乳幼児医療(入・通院)補助は、多くの都道府県で「小学校就学前」に対象がひろがってきています。一方で、中学卒業までの自治体も増え、自治体格差も生まれています。

(2) 昨年の児童虐待の相談件数、児童虐待事件、被害にあった子供数、そのすべてが過去最多となっています。児童福祉制度の改善が一層図られなければなりません。

- ① 07 年度児童虐待の相談件数は、全国 4 万 618 件 (前年度比 3295 件増)、埼玉県 2422 件ともに過去最高です。
- ② 07 年児童虐待事件は 300 件、被害にあった子ども 315 人、そのうち 37 人の子供が亡くなりました。県内では、25 件で 3 人が死亡しています。

(3) 「教育の機会均等」が崩壊し教育格差が広がっています。所得格差の拡大と高等教育費の家計負担の増大によるものです。本来、教育費は無償であるべきです。

- ① 高等教育予算の GDP 比率は、日本は 0.5% で OECD 加盟 30 カ国のなかで最下位です。こうしたなかで、家計の教育費の負担は他の国に比べて大きくなっています。
- ② 国際人権規約「高等教育の無償化」によって欧米のほとんどの国では学費を徴収していないにもかかわらず、日本の大学の学費は大変高く金持ちでなければ大学に行けなくなっています。
- ③ 東京大学では、今年度より年収 400 万円以下の家庭の学生は、年間授業料 53 万 5800 円の免除制度がはじまりました。
- ④ 新しい教育基本法に基づき教育振興基本計画が決定されました。公的教育予算の GDP 比 3.5% は OECD 加盟国中最低です。文部科学省が 10 年間で教育支出を GDP 比 5% という OECD 平均水準に引き上げる提案は財務省などの反対で見送りになっています。

IV. みんなで思いや願いを広げ、明るい未来をつくりましょう。

- (1) 次の世代に、平和で安心してくらせる社会を引き継ぎましょう。
- (2) 消費者は学び、意見を表明しましょう。声が大きくなれば社会は変わります。
- (3) 消費者、消費者団体は力をあわせましょう。NPO などの市民団体とも連携しましょう。
- (4) 参加することが大切です。一人ひとり誰もがができることをみんなで行いましょう。

要 請 書

私たちは、今年24の県域・市域の消費者団体による実行委員会を4月16日に発足させ、半年に及ぶ準備活動を経て、本日、第44回埼玉県消費者大会を開催致しました。この間、埼玉県からは格別の御支援御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、消費者のくらしは、消費者にとって欠かすことのできない生活必需物資の高騰などにより大変厳しくなっています。原油、穀物ばかりでなく、石炭、鉄鉱石などが軒並み大幅に値上がりする資源インフレが原因です。世界では、1日1.5ドル以下で暮らす14億人の貧困層が食料を確保することができない深刻な事態が広がっています。先進国が連携し、国際的な経済活動に対して、適正な規制やルールを作り、真に豊かさを享受できる秩序ある経済・社会システムを築くことが求められているといえます。

一方、日本では、憲法25条「生存権」は空文化してきており、年々、社会保障制度が後退してきています。最近の内閣府調査でも「現在の社会保障制度に不満な人」は76%、又、「日ごろの生活で不安を感じている」人は、過去最高の7割となっています。この4月から始まった後期高齢者医療制度には、多くの国民から激しい批判が巻き起こっています。今、国民は、何よりも社会保障とりわけ年金・医療・介護制度の充実・改革を望んでいるといえます。

このような中で、私たちは、「平和で公正な社会を実現し、明るい未来をつくりましょう！」のスローガンを掲げ、安心してくらしせる社会づくりについて話し合いをすすめてきました。この消費者大会実行委員会の討議に基づき、以下のように、政府や県などの行政への要望事項を取りまとめました。知事には、私たち消費者の願いを受けとめ、県の行政施策に反映されるとともに国や市町村行政に働きかけて頂きたいと要請する次第です。

記

1. くらしについて

- (1) 生活必需品や生産資材の値上がりに対して積極的な対策を検討して下さい。又、政府が他の先進国と連携して資源インフレを抑える措置をとるように働きかけて下さい。
- (2) 国に、最低保障がされる公的年金制度を急いで実現するように要請して下さい。
- (3) 社会保障充実の財源は、徹底した税金のムダ使いを無くすことから求め、安易に国民負担を増やさないように国に働きかけて下さい。

2. 医療・介護・福祉について

- (1) 医師や看護師など、医療従事者の確保と育成に努めて下さい。県全体で医師や看護師を増やす努力を更に強めて下さい。
- (2) 後期高齢者医療制度の抜本的見直し、あるいは廃止の検討を進めるようにして下さい。

また、市町村と連携し国民健康保険料を大幅に値下げされることを要望します。

- (3) 介護保険の利用料・保険料の減免が全ての自治体で行われるように指導して下さい。
「要支援・要介護」認定、生活援助サービス提供可否の判定の標準化も要望します。

3. 子どもの健全な発達について

- (1) 国や市町村の施策と合わせ、全ての市町村で中学生までを対象とした乳幼児医療が現物給付で助成されるようにして下さい。
- (2) 義務教育の無償化、低負担の高等教育制度が実現されるように国に働きかけて下さい。県独自としてもそのための施策を検討されることを要望します。
- (3) すべての学校・学年で少人数学級を実現して下さい。学童保育の拡充も要請します。

4. 農業と食料自給率について

- (1) 全ての販売農家を対象とした価格・所得保障などの農業所得補助予算が増やされるように国に働きかけて下さい。埼玉県も独自の上乗せを検討して下さい。
- (2) 地産地消の推進、学校給食での米飯・米粉パン・県産小麦のパンの使用を増やすなど埼玉県の自給率向上に繋がる施策を進めてください。

5. 食の安全について

- (1) 国へ輸入食品の監視・検査体制の強化を要請して下さい。
- (2) 食品監視員を増やし、埼玉県食品衛生監視指導計画を充実して下さい。また、冷凍加工食品の残留農薬検査など食品の検査を充実するようにして下さい。
- (3) 事故米などの偽装表示、不当表示の取締りを徹底して下さい。また、埼玉県でも、こめ、うなぎ、肉などの特別調査を積極的に行うようにして下さい。

6. 消費者行政について

- (1) 消費者相談体制と消費者教育などの消費者行政を予算の増額のうえで充実して下さい。市町村の消費者相談体制も強化し、県との連携が強まるように指導して下さい。
- (2) 「消費者団体の活動の促進に必要な施策を講ずること」を具体化し、県域・市町村の消費者団体への支援を積極的に具体化して下さい。

7. 環境について

- (1) 地球温暖化防止のために、温室効果ガスの排出対策を一層強力にすすめて下さい。全県でのレジ袋の有料化、コンビニなどの深夜営業の見直し、企業の排出量の削減等具体的に推進して下さい。
- (2) 拡大生産者責任に基づき各種リサイクル制度を実効あるものに改正するように国に働きかけてください。また、廃棄物3Rと適正処理を一層徹底して下さい。

8. 平和な社会について

- (1) 平和市長会議の提唱する核兵器廃絶の道筋を示した「ヒロシマ・ナガサキ議定書」に賛同し、埼玉県として核廃絶のキャンペーンなど行うようにして下さい。又、県民との協働の運動も検討して下さい。
- (2) 唯一の被爆国・日本の政府が世界の先頭に立って「非核日本宣言」を行うように働きかけて下さい。

埼玉県民のみなさんへのアピール(案)

私たちは、「平和で公正な社会を実現し、明るい未来をつくりましょう！」をスローガンに、第44回埼玉県消費者大会を開催しました。

今、私たちのくらしはかつてなく厳しさを増しています。収入が減少する中、定率減税や配偶者控除などの廃止とともに、国民年金や厚生年金保険料が毎年値上げされています。また、原油や穀物価格高騰による生活関連物資価格の相次ぐ値上げが家計を圧迫しています。こうした中、多くの国民が日常の生活や将来に不安を抱いており、誰もが安心してくらしらせるよう社会保障の充実が求められます。

40%を割り込んでしまった食料自給率は、先進国でも最低水準とされています。「食料危機」が叫ばれる中、食料自給率の向上は重要な課題となっています。一方、輸入汚染米の不正転売問題をはじめとした相次ぐ食品偽装や重大な食品中毒事件の発生など、食の安全がないがしろにされる事例が頻発しており、行政に対し「食品の監視・指導体制強化」を要望していくことが大切です。

割賦販売法や特定商取引法の改正、消費者団体訴訟制度への景品表示法や特定商取引法の適用など、「消費者の権利を確立」する運動が前進しています。しかし、消費者被害、製品の偽装や事故は今も多発しており、消費者被害をなくすためにも消費者・生活者優先の社会への転換が求められています。

温室効果ガスの削減は待ったなしです。このまま温暖化対策を放置すれば、平均気温は加速度的に上昇し、かけがえのない大切な地球環境を未来に引き継ぐことが困難になる危険性は大きいです。また、膨大な量の核兵器が備蓄・配備され、核拡散も加速するなど、人類は今なお滅亡の危機にひんしており、引き続き、核兵器廃絶と地球温暖化防止は世界的な大きなテーマとなっています。

私たちは、平和で安心してくらしらせる公正な社会を次世代に引き継いでいけることを願っています。そのためにも、くらしの中の問題を学び、声を出し、力を合わせていきましょう。

2008年10月7日 第44回埼玉県消費者大会

● 第1分科会 ●

「世界の食料事情は いま」～これでいいの？日本の食料自給率～

大木 茂 (麻布大学 准教授)

1. はじめに

食料をめぐる様々な不安を自分の力で考えていくことの重要性とそのための情報提供
これでいいと思っている人は少ないが……

2. 国際化と日本

自由貿易の意義：比較生産費説(労働生産性の高いものに特化する)

	必要労働係数	
	機械	農産物
日本	2	4
アメリカ	6	6

どちらもアメリカは日本より労働生産性が低いですが日本は機械にアメリカは農産物に比較優位を持つ

WTO協定(1995)による多国間交渉とその停滞(ドーハラウンド決裂)

プラザ合意(1985)以降の国際化と東西冷戦構造の終焉(1989)による世界経済の自由市場化
780%の関税は高いのかどうか、主食の貿易自由化が国際ルールか？

自由化と国内農業の活性化(政策的には再生といっているが)はそれぞれ独立の問題

3. 食料自給率 40%を考える

食料自給率とは(自給率の推移、計算方法、外国との比較、食の変化、品目別消費量推移、
外部化率、輸入農産物の生産に必要な面積、同水、飼料自給率)

主要農産物の貿易率、穀物在庫、穀物価格の推移

自給率を高めることは至上命題か(何のための自給率向上なのか)

国内畜産をどう支えるかがポイント(飼料自給率)、輸出を増やすと自給率は高まる

4. 食と農の現状：日本

国内農政：新たな経営所得安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策

産業としての農業：日本農業の生産基盤の劣弱化

耕地面積、農業就業人口、1戸あたり面積の国際比較

農家の所得内訳、主業農家の割合

生産者米価の推移

5. 食と農の現状：世界

世界経済の拡大と農産物貿易活発化

農産物の貿易率の低さ、特定国の輸出

食料需要の一層の増大と生産面の不安定性

バイオ燃料の需要拡大が世界の食糧需給に及ぼす影響

海外では遺伝子組み換え作物が増加

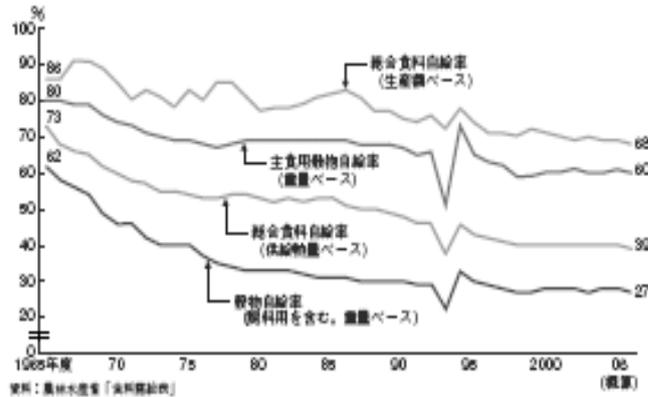
6. まとめ

自覚的な消費者、自給率を高めることと同じくらい自覚的に輸入品受入れも大事かも

c f：生協のこだわりバナナは、知れば知るほど混乱してくるが知ることの尊さに価値を見
いだしたい

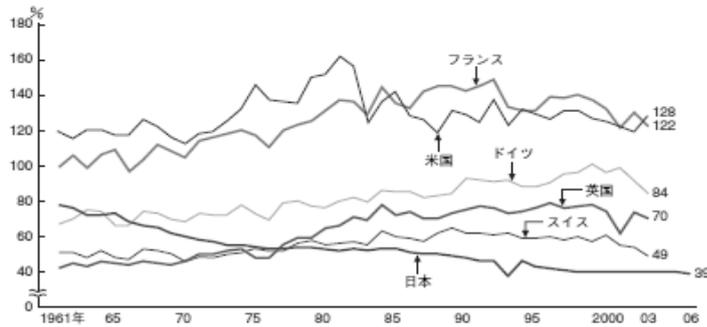
フードマイレージや地産地消、食品ロス、産直の再強化

図Ⅱ-16 我が国の食料自給率の推移



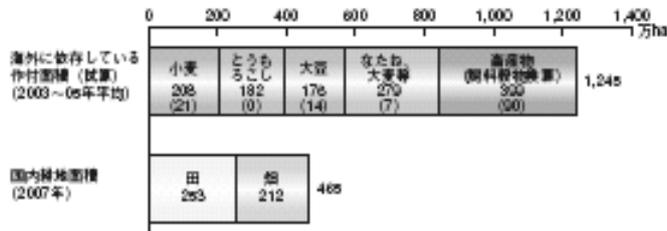
資料：農林水産省「食料供給表」

図Ⅱ-17 我が国及び諸外国の食料自給率 (供給熱量ベース) の推移



資料：農林水産省「食料供給表」、FAO「Food Balance Sheets」を基に農林水産省で作成

図Ⅱ-8 主な輸入農産物の生産に必要な海外の作付面積



資料：農林水産省「食料供給表」、「飼料及び作付面積統計」、「国土利用調査」、農務省「貿易統計」、FAO「FAOSTAT」、水産庁「Year book Feed Grains」、米産地研究会編「NRC」(NRC飼料換算)を基に農林水産省で作成
 注：1) 単位は、FAO「FAOSTAT」の2000～05年の平均の我が国の輸入先上座の国々の自給率平均を使用。ただし、畜産物の飼料穀物の単位は、水産庁「Year book Feed Grains」の2000～05年の平均
 2) 輸入量は、農林水産省「食料供給表」の2000～05年度の平均
 3) 単位、輸入量ともに、同様の変動の影響を緩和するため5年間の平均を使用
 4) () 内は我が国の作付面積 (2007年)

図Ⅱ-14 食料自給率の計算方法

総合食料自給率

$$\text{供給熱量ベースの食料自給率} = \frac{\text{国民1人1日当たり国産供給熱量 (kcal)}}{\text{国民1人1日当たり供給熱量 (kcal)}} \times 100$$

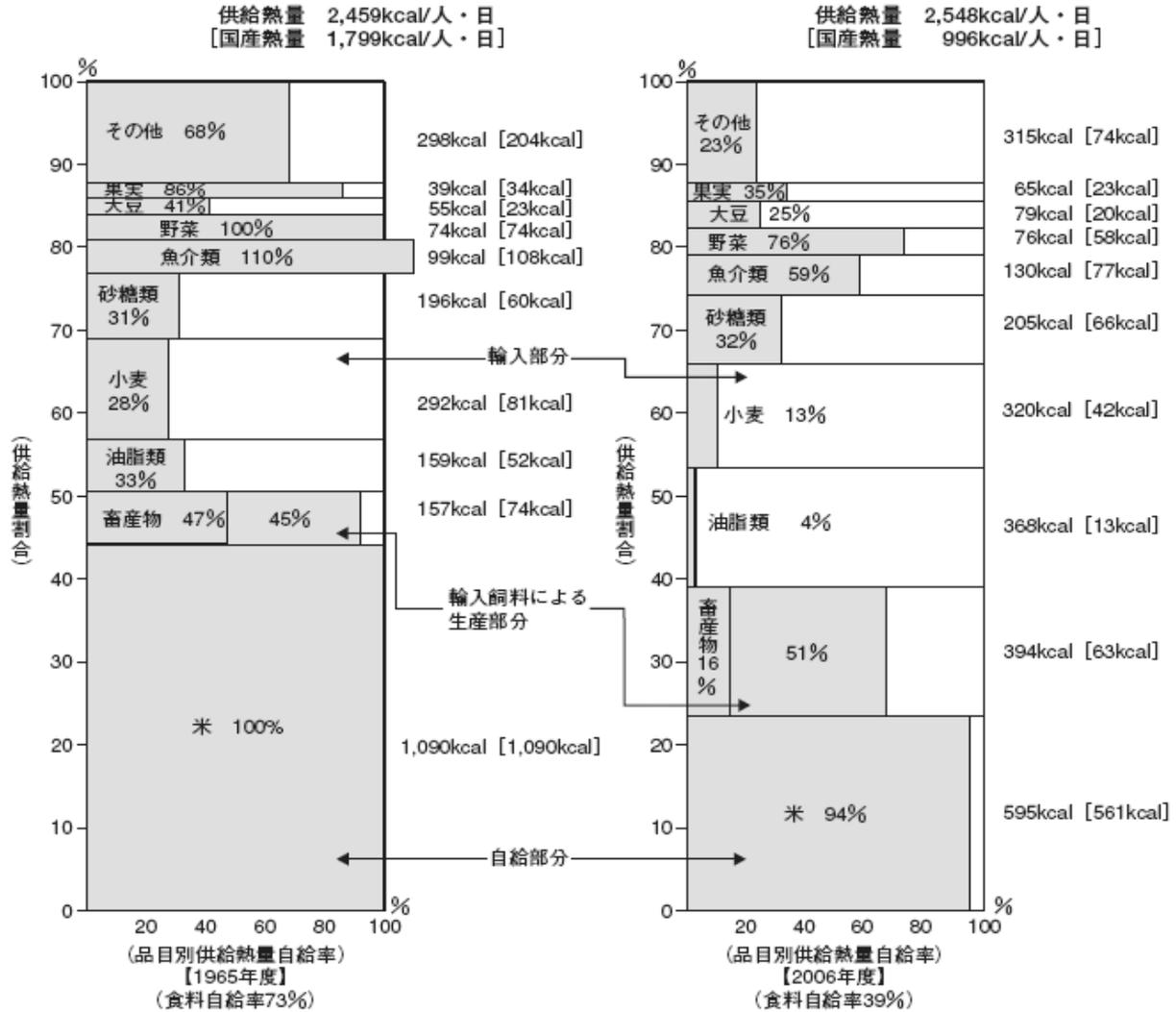
$$\text{生産額ベースの食料自給率} = \frac{\text{食料の国内生産額 (円)}}{\text{食料の国内消費仕向額 (円)}} \times 100$$

品目別自給率

$$\text{品目別自給率} = \frac{\text{国内生産量 (t)}}{\text{国内消費仕向量 (t)}} \times 100$$

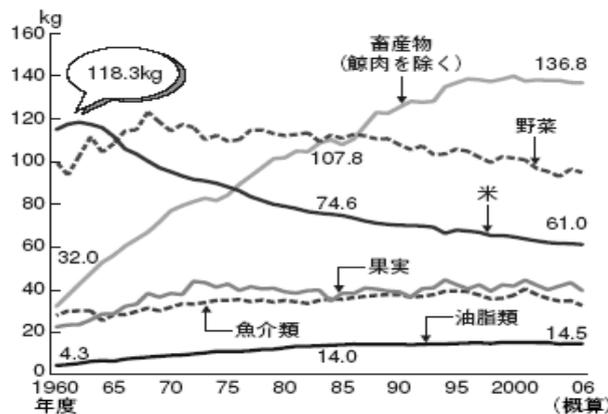
資料：農林水産省作成

図Ⅱ-18 供給熱量の構成の変化と品目別の食料自給率（供給熱量ベース）



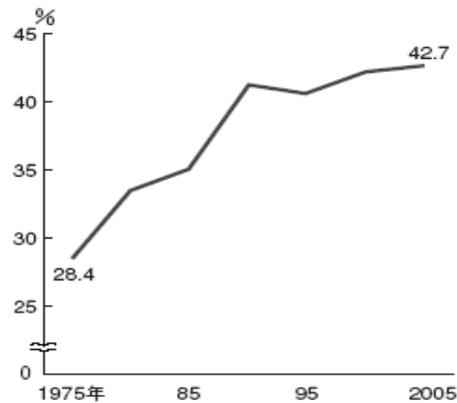
資料：農林水産省「食料需給表」
注：[] 内は国産熱量の数値

図Ⅱ-19 国民1人1年当たりの品目別消費量の推移



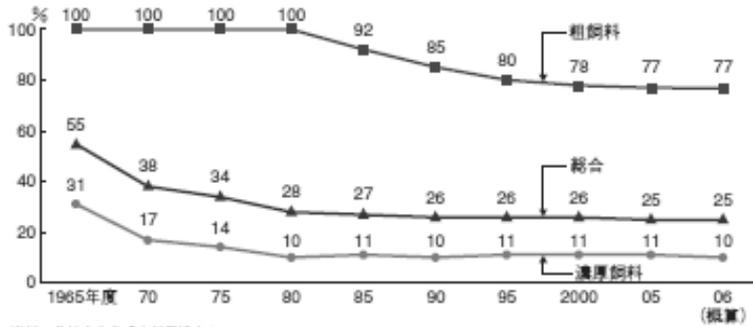
資料：農林水産省「食料需給表」
注：1) 国民1人1年当たりの消費量は、国民1人1年当たりの供給純食料
2) グラフ中の数値は、米、畜産物、油脂類の1960年度、1985年度、2006年度の数値

図Ⅱ-20 食の外部化率の推移



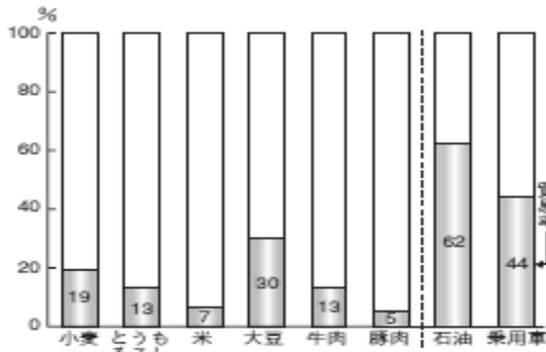
資料：(財)外食産業総合調査研究センター調べ
注：
食の外部化率 = $\frac{\text{外食産業市場規模} + \text{料理品小売市場規模}}{\text{家計の食料・飲料・たばこ支出} - \text{たばこ販売額}} + \text{外食産業市場規模}$

図Ⅱ-26 飼料自給率の推移



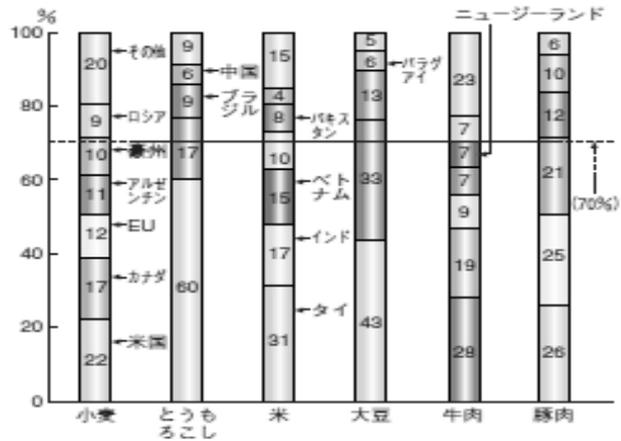
資料：農林水産省「食料供給表」
注：1984年度までの輸入はすべて濃厚飼料とみなしているため、便宜上、粗飼料自給率を100%とした。

図Ⅱ-1 主要農産物等の貿易率 (2006年)



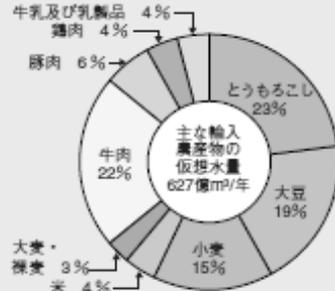
資料：米農務省「Markets and Trade Data (April 2008)」、米国エネルギー省調べ、(社)日本自動車工業会調べを基に農林水産省で作成
注：1) 貿易率=輸出量/生産量×100
2) 石油は生産量、輸出量上位15か国の計。乗用車は2005年の数値。輸出量は主要国の輸出量(合計)の計

図Ⅱ-2 主要農産物の輸出国別割合 (2006年)



資料：米農務省「Markets and Trade Data (April 2008)」を基に農林水産省で作成

我が国への品目別仮想水の量 (2000年)

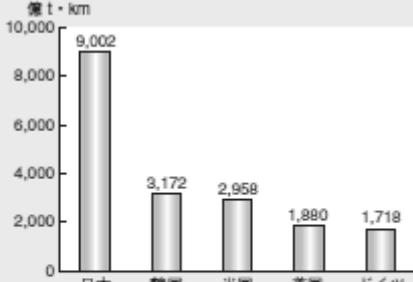


資料：東京大学生産技術研究所の沖大幹教授等のグループによる計算
注：1) 仮想水の欄()内は、風呂(180ℓ)に換算した場合の枚数
2) 輸入仮想水の割合は、食料に占める輸入割合(自給率は2006年度)から算出

食事メニューごとに必要な仮想水の量 (1人分)

メニュー	仮想水 (ℓ)	輸入仮想水 (%)
牛丼 (並)	1,887 (10.5)	68
カレーライス	1,095 (6.1)	69
オレンジジュース (200ml)	168 (0.9)	89
アイスクリーム	396 (2.2)	79

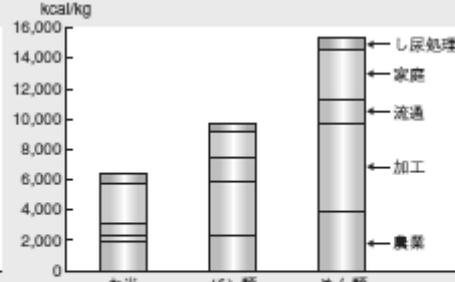
各国のフード・マイレージ



資料：中田哲也「フード・マイレージ」(2007年9月、日本評論社)、久守謙男「飲食経済のエネルギー分析」(2000年3月、農山漁村文化協会)を基に農林水産省で作成

注：1) フード・マイレージについては、例えば、温室栽培で国内生産を行った方が海外からの輸送によって輸入を行うよりも二酸化炭素排出量が多くなる場合があるなど、輸送以外の要因も含めて環境負荷の判断を行うべきとの指摘(英国環境・食料・農村地域省)があることに留意する必要がある
2) LCAとは、製品の材料調達段階から廃棄に至る各段階におけるエネルギー(燃料)・資源の投入と排出を把握し、製品・サービスの環境への負荷を分析・評価し、負荷の少ない生産への移行を検討する手法

お米、パン類、めん類にかかる燃料エネルギー量



● 第2分科会 ●

「どうなるこれからの高齢者」～後期高齢者医療制度と介護～

鹿野 睦子(医療生協さいたま生活協同組合 浦和民主診療所事務長)

1. はじめに

- ・「良くなる目的がない」脳梗塞発症1年目の方の言葉
- ・「これからどうしたらいいのでしょうか?」「真っ暗です」ー学習会等で聞かれる言葉

2. 小泉内閣の「骨太改革 2006 ー痛みを分かち合う」痛みが今痛烈に出ている

- ・政府の行ってきたこと・ねらい・効果
- ・一番の痛みは誰に向けられているのか

3. 「後期高齢者医療制度 ー長寿医療制度」の概要と問題

- ・上がる保険料 埼玉県でも646人が不服審査請求
- ・年金天引き (前期高齢者の国保料も便乗)
- ・「資格証明書」の発行 国保法では「高齢者・病人・乳幼児」は除かれていた
- ・「後期高齢者診療料」600点に含まれるもの 医療の質
- ・実施直後アンケートより

4. 「医療崩壊」

ー医師不足がまねく「医療崩壊」

- ・経済優先の論理
- ・道路が通っても救急車を受け入れてくれる「病院」がない!

ー看護師不足

- ・看護労働の実態

ー病院の倒産

5. 「介護崩壊」

ー介護現場の実態

- ・「介護報酬のしくみ」

ー利用したくても利用できない実態

- ・介護保険を使いたくても費用がかかるので「使えない」
- ・あくまで「家族介護」が基本

6. 高齢期の問題は自分たち(全年齢)の問題として

- ・地域、社会の一員としての自分
- ・「お互い様」の社会づくり
- ・力をあわせる人たちのネットワークを一回り二回り大きく

「どうなるこれからの高齢者」

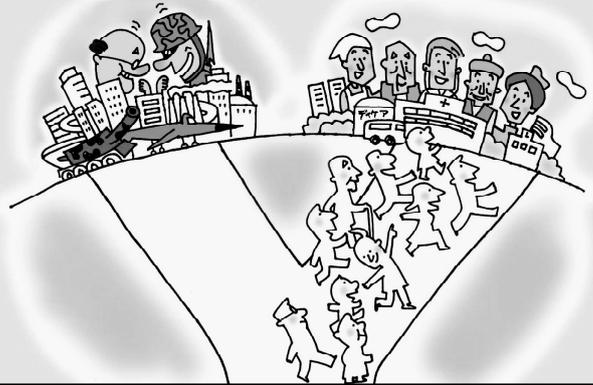


～生きがいづくりと制度の矛盾～

医療生協さいたま生活協同組合
浦和民主診療所 事務長 鹿野睦子

① 崩壊から再生へ

「医療・介護崩壊」から「医療・介護再生」へ



② 後期高齢者医療制度

小手先だけの見直しではなく「廃止」を!!

問題を先送りしているだけで、制度の根幹はまったく変えようとしていません!

75歳で勝手に「後期」と差別され、
医療内容も差別される制度に変化なし。

保険料は2年ごとに改定、
自動的に引き上げ

厚労省の調査では、
69%の世帯で
保険料が下がる!?
※ そんな良い制度なら
「廃止」する必要はないのでは??

保険料負担を
「軽減」したというけど!?
⇒ 対象者はたった5%程度、
それも一時的なものです。

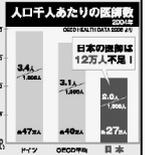
延命治療をあきらめさせる
終末期積極治療は、
「当番は凍結」!?
⇒ 考え方は変えていません。
やがて凍結されます。



「しんぶん赤旗」2009年5月24日付

③ ドクターウェーブ

「医師の、意志。」 医師・医学生が立ち上がった



④ ナースウェーブ

看護師を増やして!!

国は国会議員採択を
実効あるものに

看護師さんの増員は、
患者さんの
安心と安全を守る、
大きなおきな
保障になります。

「看護師さんを増やして」署名
2年足らずで

130万筆以上



⑤ 介護ウェーブ

人は、介護と向き合い生きていく 国が、後ろを向いてはならない

深刻な担い手不足

重すぎる負担



	会社	正社員	非正社員
全産業	16.2%	13.1%	26.3%
介護職員	21.6%	20.4%	32.7%
ホームヘルパー		18.2%	16.6%

2割の職員が報酬

「2007年度介護労働実態調査」(財)介護労働安定センター

● 第3分科会 ●

「もっと消費者を守るために」～一元化って?消費者庁って?～

池本 誠司 (弁護士・NPO法人埼玉消費者被害をなくす会 副理事長)

消費者行政一元化と地方消費者行政の拡充

第1 消費者行政一元化の議論の動向

1. 繰り返す消費者被害と縦割り消費者行政

・最近の消費者被害の実情から

<安全>湯沸かし器一酸化炭素中毒事件：20年間に28件、21名の死亡事故 → 様々な窓口に被害情報が埋もれていた。

<表示>ミートホープ牛肉コロッケ事件：偽装表示を従業員が内部告発したにもかかわらず、通報を受けた保健所が食中毒の問題ではないとして調査せず放置した。

<契約>訪問販売被害事件：消費生活センターに多数の苦情相談が寄せられているが、その情報を活用して事業者規制が行われるのはごく一部。

・被害を繰り返す政策的理由

①産業育成中心に展開する行政政策の中で、消費者行政は付随的・補完的な役割。

②縦割り消費者行政を統一的・一元的に推進する責任官庁が存在しない。

③地方自治体は財政難を理由に消費者行政に関する人員・予算を大幅に削減。

2. 消費者行政一元化の議論状況

①福田康夫首相：07年10月所信表明：「真に消費者や生活者の視点に立った行政に発想を転換し、消費者保護のための行政機能の強化に取り組む」

08年1月所信表明：「各省庁縦割りになっている消費者行政を統一的・一元的に推進するための強い権限を持つ新組織を」

②自民党：07年11月消費者問題調査会発足、08年1月中間取りまとめ、3月最終取りまとめ

③民主党：08年2月消費者オンブズパーソン構想、6月消費者権利擁護官構想

④政府：08年2月消費者行政推進会議発足、4月論点整理、6月13日最終取りまとめ

⑤消費者団体：08年3月消費者主役の新行政組織実現全国会議(ユニカねっと)発足

・事業者を直接規制できる関連法の権限を新組織に移管を

・国と地方自治体の消費生活相談体制の拡充・連携を国が責任をもって推進を

・被害関連情報を一元的に集約、分析、公表できる権限と体制を

・違法収益の資産凍結、剥奪、被害者分配の制度を

3. 最近の動向

・政府：6月27日消費者行政推進基本計画を閣議決定。9月19日、①消費者庁設置法案、②関連法の権限移管法案、③消費者安全法案(消費生活センター整備、法の隙間への対処)を閣議決定、臨時国会に提出。来年4月消費者庁創設予定。

- ・民主党：臨時国会に、消費者権利官法案(消費生活センターを国が運営、各省庁に対する勧告権限、違法収益保全等)を提出予定。

4. どのような消費者行政新組織か

＜国の消費者行政新組織＞(6月27日「消費者基本計画」閣議決定)

(1) 一元的な相談窓口の整備：消費生活センターの整備と全国ネットワークの構築

(2) 被害情報の一元化

- ①消費者、事業者、従業員、他機関からの被害関連情報の一元的集約
- ②被害情報の分析体制の整備

(3) 司令塔の機能

- ①一元的に集約した被害情報を分析・原因究明し、消費者行政の司令塔として迅速に対応方針を決定し、被害拡大防止・被害救済を実現する組織＝「消費者庁」を設置し、消費者行政担当大臣を置く。
- ②消費者庁から各省庁へ権限発動を**勧告**する。
- ③消費者に身近な法律については、消費者庁が**所轄**する。

i) 安全の分野

- ・「消費生活用製品安全法」(経産省)の重大製品事故報告・公表制度は消費者庁に移管
- ・「食品安全基本法」は消費者庁に移管するが、「食品安全委員会」は内閣府の中で独立性を維持。

ii) 表示の分野

- ・「景品表示法」(公正取引委員会)は消費者庁に移管。
- ・「JAS法」(農水省)の表示に関する執行権限は消費者庁に移管するが、調査・指示は農水省に逆委任。
- ・「食品衛生法」の表示の執行・企画立案は消費者庁に移管するが、調査等は逆委任。

iii) 取引の分野

- ・「特定商取引法」(経産省)は消費者庁に移管。

iv) その他

- ・「国民生活センター法」、「公益通報者保護法」、「消費者契約法」なども移管。

④法の隙間事案に対応する調査・公表権限の新法(消費者安全法)を制定。

- ・消費生活センターの整備、相談情報の集約・分析、関係省庁へ勧告、直接調査権限。

⑤組織のあり方

- ・行政の肥大化を避け、関係省庁から権限移管とともに人員(200名程度)を移動。
- ・消費者庁の施策に対し消費者の声を反映するため「消費者政策委員会」を設置。

＜地方消費者行政の位置づけと支援＞(6月27日「消費者基本計画」閣議決定)

「震ヶ関に立派な新組織ができるだけでは何の意味もなく、地域の現場で消費者、国民本位の行政が行われることにつながるような制度設計をしていく必要がある。」

「地域ごとの消費者行政は、自治事務であり、地方自治体自らが消費者行政部門に予算、人員の重点配分をする努力が不可欠である。」

「地方の消費者行政をこの1、2年の間に、飛躍的に充実させるためには、特に当面、思い切った取組が必要である。」

「地方の消費生活センターを法的に位置づけ、都道府県等の消費生活センターは中核センターとして、また、市区町村の消費生活センターは消費者に最も身近な最前線の窓口として、新組織、国民生活センターと連携しつつ、ともに一元的な消費者相談窓口として機能する。」

「国は相当の財源確保に努める。」

⇒消費生活相談を自治事務と位置付けたうえで、地方自治体の人件費を国が直接支出することはできないという考え方のなかで、国がどれだけ財政支援ができるか。

<民主党「消費者権利院」制度の概要>（8月末民主党案発表）

- ①内閣の各省庁の外側に、消費者権利官を長とする消費者権利院を置く。
- ②地方消費者権利局を設け、消費生活センターをその中に位置づけたうえで、消費生活相談員を非常勤国家公務員として相談・あっせん処理を行う。
- ③消費者権利官は、被害情報を一元的に集約・分析し、消費者への公表、関係省庁へ調査要求・行政処分の勧告、立法提言を行う。
- ④違法収益の保全申立権を保持し、適格消費者団体による違法収益剥奪・配分制度につなげる。

⇒省庁に対する勧告権限の点では消費者権利擁護官が強力。直接所轄権限・企画立案機能の点では消費者庁が広い。

⇒地方の消費生活センター・相談員を国の機関とすることで、センターの配置や相談員の増員・待遇改善を国が直接行うこととなる。

⇒地方消費者権利局に消費生活センターの相談業務を移管した後、地方自治体の消費者啓発、消費者団体支援、事業者規制が維持・拡充できるか。

⇒行政機関である「消費者庁」を設置したうえで、その消費者庁を外部から消費者の観点で監視し勧告する機関として「消費者権利擁護官」を位置づけてはどうか？

第2 地方消費者行政の拡充に向けて

1. 現状認識

(1) 地方消費者行政の予算は10年間に半減し、人員は25%減少している。

平成・年度	消費者行政予算(百万円)		行政職員数(人)		
	都道府県	市町村含む合計	事務職員	相談員	合計
7年度	12,694	19,992	9,453	2,335	12,004
10年度	9,971	16,379	10,172	2,383	12,768
12年度	8,898	16,539	10,296	2,676	13,174
13年度	8,031	15,609	10,342	2,918	13,458
14年度	7,962	14,999	10,397	3,061	13,664
15年度	6,359	13,101	10,093	3,144	13,409
16年度	6,428	13,034	9,253	3,314	12,710
17年度	5,676	12,211	7,873	3,342	11,359
18年度	5,158	11,605	7,113	3,732	10,957
19年度	4,606	10,830	6,572	3,539	10,212
減少率	36.3%	54.2%	63.2%	94.8%	74.7%

※内閣府消費者調整課集計から。

※減少率は、ピーク時に対する19年度の割合

(2) 消費生活センターに寄せられる苦情相談は増大し、あっせん件数は減少している。

年度	相談件数	あっせん件数(割合)
10年度	415,347件	38,093件(9.17%)
19年度	1,038,090件	60,225件(5.80%)

※国民生活センター：P I O - N E T集計と、相談情報部資料から作成。

※03年～05年は不当請求・架空請求等の苦情相談が激増。

- (3) 一般会計予算と比較すると、消費者行政予算が大幅に減少している。
⇒地方自治体の財政難よりも、消費者を軽視する政策が続いてきた。

	都道府県の一般会計予算(百万円)	消費者行政予算
10年度	51,973,354 (100%)	9,971 (100%)
19年度	48,764,296 (93.8%)	4,606 (46.2%)

2. 私たちが目指す地方消費者行政の拡充

(日弁連6月19日付け地方消費者行政充実を求める意見書参照)

- ①地方自治体において、『住民目線の消費者行政の推進』へと政策理念の転換を。
- ②所要の機能と体制を備える消費生活センターを整備すること。
 - ・専門的知見を有する相談員を複数名配置した常設的相談窓口。
 - ・相談員・職員の配置基準を少なくとも現状の2倍以上とすること。
- ③苦情相談を専門的知見に基づき迅速かつ適切にあっせん処理(消費者基本法19条)できる機能を強化すること。
 - ・相談員の地位および待遇の法制化と向上、研修制度の大幅拡充。
 - ・地方都市における相談員養成講座の拡充。
- ④消費生活センターの存在を消費者に周知すること
 - ・消費者が覚えやすい共通の電話番号(例：下4桁共通番号)とする。
 - ・センターの設置場所を交通至便な場所とすること。

3. 国による地方消費者行政への財政支援<概算要求から>

(1) 国(国民生活センター)の事業として

- ①国民生活センターが、経験豊富な相談員を、「消費生活相談専門家」として委嘱し地域の消費生活センターを巡回して助言・指導する。
- ②経験豊富な相談員を「情報収集分析役」として都道府県センターに配置し情報収集・分析の役割を果たす。
- ③国民生活センターが相談員養成講座を地方都市でも複数個所開催する。

(2) 自治体に対する消費生活センター活性化交付金として

- ①消費生活センターの設置・拡充による相談体制整備の経費を支援、
- ②休日・夜間等の相談時間の拡大に対する経費を支援、
- ③相談員が研修に参加する経費の支援、P I O - N E T入力経費の支援(相談員の処遇改善)
- ④消費生活センター活性化計画の策定・推進のための経費を支援。

4. 私たちの取組課題

(1) 国に対して

- ①与野党の協議・調整により、消費者庁の早期実現を求める。
- ②地方消費者行政に対する財政支援の強化を求める。

(2) 地方自治体に対して

- ①都道府県・市町村の消費生活センターの強化・拡充の具体化を求める。
- ②地方消費者行政活性化計画の策定・推進に向けて検討開始を求める。

● 第4分科会 ●

「ゴミを減らして効果があるの？」～温暖化対策 身近に出来ること～

木村 芳裕 (埼玉自治体問題研究所 ゴミ環境研究会責任者)

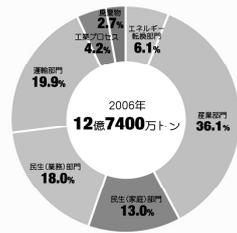
温暖化問題

どれくらい減らさないとダメ？

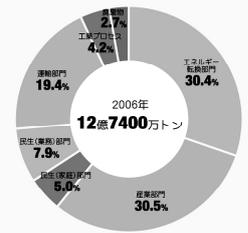
- バリ会議 (2007年12月)
「先進国は、2020年に90年比で25～40% (中期目標)、2050年に2000年比で半減よりもはるかに低い (長期目標。世界は50%減らす)」それでも「2.0～2.4℃の気温上昇が避けられない」
- 環境省
日本は、2050年までに1990年に比べて60～80%の削減が必要。(「脱温暖化2050プロジェクト」)

CO2の排出源は？

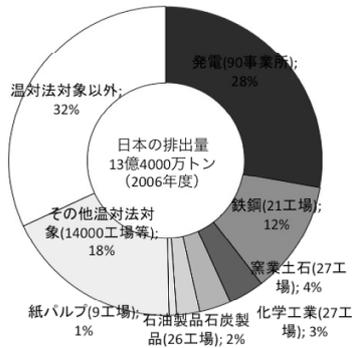
日本の部門別二酸化炭素排出量の割合
—各部門の間接排出量—



日本の部門別二酸化炭素排出量の割合
—各部門の直接排出量—



200事業所・工場で50% ここが、努力すれば大きな効果



どんな業種？ 電力と製鉄・金属20社で40%

順位	事業者	CO2排出量万t		国全体に占める割合	順位	事業者	CO2排出量万t		国全体に占める割合
		CO2直接	電力配分				CO2直接	電力配分	
1	東京電力	6,892		5.1%	11	北陸電力	1,756		1.3%
2	JFEスチール		6,029	4.5%	12	神戸製鋼所		1,742	1.3%
3	新日本製鐵		5,934	4.4%	13	太平洋セメント		1,686	1.3%
4	中部電力	5,534		4.1%	14	北海道電力	1,392		1.0%
5	電源開発	4,394		3.3%	15	新日本石油精製		1,053	0.8%
6	東北電力	3,418		2.6%	16	相馬共同火力発電	1,052		0.8%
7	中国電力	2,551		1.9%	17	四国電力	972		0.7%
8	住友金属工業		2,214	1.7%	18	住友大阪セメント		929	0.7%
9	九州電力	2,130		1.6%	19	三菱マテリアル		894	0.7%
10	関西電力	2,050		1.5%	20	宇部興産		878	0.7%

削減は技術的に可能か

環境省「2050 日本低炭素社会シナリオ」
2008年6月改訂「2050 日本低炭素社会」シナリオチーム

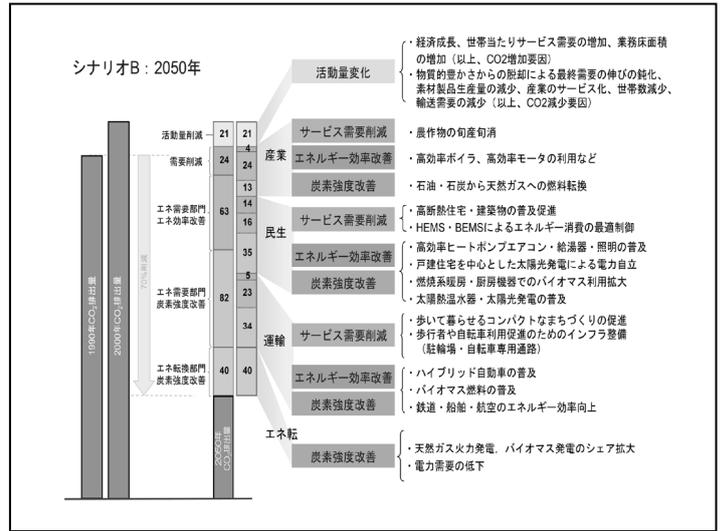
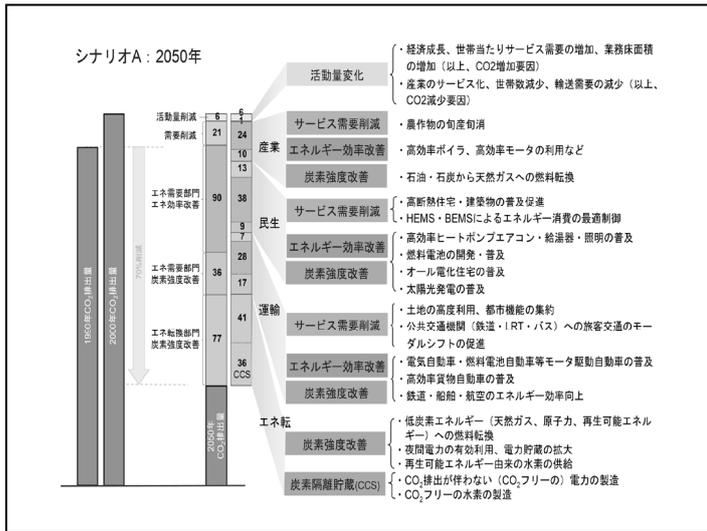
シナリオA: 活力、成長志向	シナリオB: ゆとり、足るを知る
都市型/個人を大事に	分散型/コミュニティ重視
集中生産・リサイクル技術によるプレイクスルー	地産地消、必要な分の生産・消費もつたない
より便利で快適な社会を目指す	社会・文化的価値を尊ぶ
GDP1人当たり2%成長	GDP1人当たり1%成長

絵: 今川朱美

あなたはどちらを選びますか？

表2 経済・産業に関する叙述シナリオ

キーワード	シナリオ A	シナリオ B
経済		
成長率	一人あたり GDP 成長率 2%	一人あたり GDP 成長率 1%
技術進歩	高い	シナリオ A ほど高くない
産業		
市場	規制緩和進展	適度の規制された市場ルール浸透
第一次産業	シェア低減	シェア回復
	輸入依存率の増加	農林水産業復権
第二次産業	高付加価値化進展	シェア低減
	生産拠点の海外移転	地域ブランドによる多品種少量生産
第三次産業	シェア増加	シェアやや増加
	生産性向上	ボランティアなどが普及



私たちにできること 身の回りの「物」を見回して

- ・身の回りの「物」を分類する
- ・すべてはゴミになる（食物とエネルギー以外は）
- ・そこで、ゴミを分類する

ゴミ(=身の回りの物)の内訳

燃やせるゴミの内訳

久喜宮代衛生組合 H19年度平均

厨芥類	55.50%
木、竹類	15.80%
再生できない紙類	23.60%
粗大ゴミ	0.00%
資源	4.8%
燃えないゴミ	0.20%

処分するものは18.6%だけ

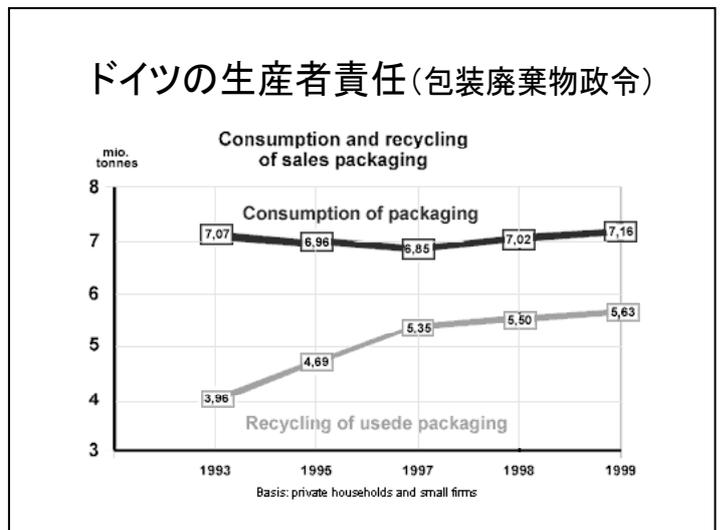
分別で1世帯11.8%のCO2削減

処理しない組成項目	CO2排出原単位 (t-CO ₂ /t-ゴミ)	資源回収量 (t/年)	間接的CO2削減量 (t-CO ₂ /年)
紙・セロファン類	0.309	7335.12	2266.55
木竹・わら類	0.377	218.95	82.54
繊維類	0.392	579.57	227.19
プラスチック類	0.649	3531.39	2291.87
動植物性残渣	0.147	732.13	107.62
その他可燃物	0.2392		
計			4,975.78

再資源化で組成項目	CO2削減原単位 t-CO ₂ /t-ゴミ	資源回収量 (t/年)	間接的CO2削減量 (t-CO ₂ /年)
紙バック	0.900	54.51	49.059
包装紙	0.250	2910.12	727.53
新聞紙	0.250	3174.73	793.6825
雑誌	0.250	0	0
PET	0.508	411.18	208.87944
PS	0.290	361.58	104.8582
アルミ缶	1.841	165.55	304.77755
スチール缶	0.381	267.38	101.87178
ガラスビン	0.082	853.69	70.00258
OA用紙	0.250		
計			2360.66105

7336t × 44 / 12 ÷ 108,053人 ÷ 2.52人 = 627kg
1世帯のCO2排出量は5300kg
従って、削減量は約11.8%にあたる

でも、ゴミは減っていない





Beiersdorf AG
Unnastr. 48
2000 Hamburg 20

Before: Blister pack
After: Cardboard pack

プラスチックから厚紙に



Croidno Schneider
Aufferhöher Str. 145-147
5650 Solingen 12

Before: Tube with cardboard box
After: Tube

The manufacturer has eliminated the display packaging and can save 2 tons of cardboard per year in this way.

メーカーは販売促進用の外箱をなくし、年間2トンの厚紙を節約

外箱をなくし年間約2tの節約

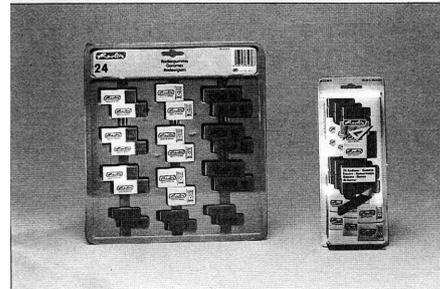


Hans Warnholtz
Konserven Import
Postfach 13 10 51
2000 Hamburg 13

Before: Tin, cardboard display packaging
After: Printed tin

Information about the product is printed on the tin. The display packaging is superfluous.

厚紙がなくなって、缶に印刷。
製品情報は缶に表示。表示用の包装は不要となった。



Herlitz AG
Berliner Str. 27
1000 Berlin 27

Before: Blister pack
After: Cardboard pack

プラスチック包装が厚紙に
(中身が見えるように工夫されている)

生態系の破壊

- 生物種の絶滅速度「自然状態の1000倍」国連報告 (2005.3.31 毎日新聞)

国連は30日、世界初となる地球規模の生態系評価報告書(ミレニアム生態系評価)を公表した。

報告書は、日本など95カ国、約1300人の科学者が約4年間かけてまとめた。(略)

生物種が絶滅する速度は自然な状態の1000倍の速さに達し、今世紀中に鳥類の12%、ほ乳類の25%が絶滅する恐れがあるとした。

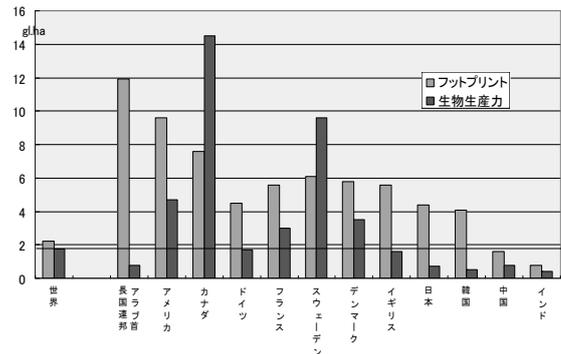
エコロジカル・フットプリントとは

- 経済活動(食糧のための農牧地・海、木材・紙供給やCO₂吸収のための森林など。エリア外からの輸入物の生産に要する面積も含む)の規模を、土地や海洋の「表面積(ヘクタール)」に換算したもの。
- この表面積＝エコロジカル・フットプリント＝そのエリアで自然環境を踏みつけている面積であり、人間の経済活動の足跡(Footprint)です

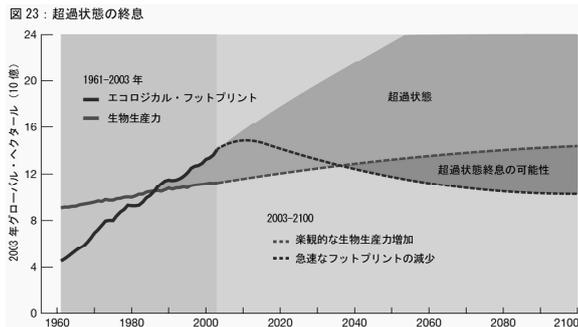
人間の経済活動はどれくらい自然環境を踏みつけているか

- 2003年、世界のエコロジカル・フットプリントは141億グローバル・ヘクタール
(1人あたりでは2.2 グローバル・ヘクタール)
- 2003年時点の総供給
地球の生産可能面積(つまり生物生産力)の合計は112億グローバル・ヘクタール
(1人あたりでは1.8 グローバル・ヘクタール)
- *1グローバル・ヘクタールとは、人間にとって役に立つ、平均的資源生産力と廃棄物吸収力がある土地1ヘクタールに相当。112億グローバルヘクタールは地表面積の4分の1に相当する。

各国のフットプリントと生産力



代替案は超過をなくし、生態系の生産力を増加させること



もし私たちが現在の道を進み続けるのなら、2050年までに人類は地球が生み出せる量の2倍の資源が必要(国連予測)

- 人類が依存している資源とサービスを提供する生態系、生物多様性に損害を与える
- コスト計算に当たっては、超過を減らすためにどのくらいかかるかではなく、超過を減らさないことでどのくらいかかるか、というのが適切な質問になるだろう。

生態学的赤字を決める5つの要因

生物生産力への需要を形作る3つの要因

1. 人口
 - 子どもの数を減らすこと
2. 1人当たりの物とサービスの消費量
 - 最低限かそれ以下の生活を送る人たちが、貧困から抜け出すために消費量を増やす必要
 - より裕福な人たちは消費量を減らしつつ自分たちの生活の質を良くする
3. フットプリント強度(製造使用時の資源の消費)
 - 製造現場や家庭において、無駄を最小限に抑え、リサイクルと再利用を増やす
 - 車や製造部門でエネルギー効率を上げる
 - 多数の商品の運搬距離を減らす
 - 産業界は、資源効率と技術革新を促進する

生物生産力(供給量)を形作る2つの要因

4. 生物学的に生産力のある土地
 - 生物学的に生産力のある土地の拡大
 - 注意深い管理による劣化した土地の再活用
5. ヘクタールあたりの生物生産力
 - 農業技術は生産性を高めることができるが、生物多様性を減らす可能性
 - エネルギー集約型農業や化学肥料への強い依存は、生産性を増やすかもしれないが、増やした投入量に伴うフットプリントの増大という代償を払いながら、土壌をひどくやせさせ、最終的には収穫量は減り始めることになる

ゴミが減ると、環境が守れるか？

- 家庭の占める割合は直接排出では、わずか5%。しかし、産業を変えられる
- エネルギーや製品・食品の生産は消費されて始めて価値が出る。消費するためには運搬も必要。消費のために産業は活動している。
- 買わないだけでは変わらない。生産者責任も
- 「**科学者たちは彼らの仕事をやった、次は政治指導者たちが自分たちの仕事をするよう求める**」(IPCC報告書の発表に、渚基文(パン・ギムン)国連事務総長)

● 第5分科会 ●

「子どもと携帯電話」

～知っていますか？子どものケータイ利用の実態 考えましょう！大人と社会の責任～

加藤 千枝(青少年メディア研究協会 企画調査員)

子どもたちのケータイ インターネット利用の実態

1. ネット上の遊び場の実態を知ることの必要性

2. ネット上の遊び場の実態解説

3. ネット上の遊び場 変化の速さについて

4. 大人たち(保護者・教師)の役割

第44回埼玉県消費者大会実行委員会参加団体の紹介

(2007年4月～2008年3月まで)

<p>埼玉県地域婦人会連合会 会長 片貝 弥生</p>	<p>〒330-0075 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 (彩の国すこやかプラザ) TEL 048-822-2466 FAX 048-824-3083</p>
<p>【活動】①第42回くらしの教養大学(北方領土問題、米の消費拡大運動、ちふれ化粧品美容講座、介護保険・年金・医療保険など、血液循環健康法、金融取引の基礎知識) ②第37回フォーラムサラ8ブロックリーダー研修会(地域社会と婦人会の役割～健全な社会づくりのために～:講師・県教育事務所主席社会教育主事兼主任指導主事、県生涯学習文化財課主任社会教育主事主査。第1分科会:婦人会活動の現状と課題、第2分科会:私たちの健康づくり、第3分科会:食の安全・安心) ③結核予防のための復十字シール運動 ④ちふれ化粧品購入運動 ⑤結婚相談 ⑥「緑の銀行」募金運動 ⑦北方領土返還要求運動</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 消費生活審議会、社会福祉審議会、医療審議会、埼玉県屋外広告物審議会、社会福祉協議会、コミュニティ協議会、米消費拡大推進協議会 他</p>	<p>【広報】年3回(1回2万部) 【会員数】20,000人 【設立】1948年3月11日 【運営】総会(年1回)、常任理事会(年5回)、本部役員会(年2回)</p>

<p>埼玉公団住宅自治会協議会 会長 向地 昇</p>	<p>〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 3-15-6 TEL 048-832-4937 FAX 048-831-7888</p>
<p>【活動】2006年12月25日、内閣府「規制改革・民間開放推進に関する第3次答申」を発表、さらに2007年6月22日に閣議決定した「規制改革推進のための3カ年計画」は住居者の住居の安定に配慮した上で、以下の措置を講ずるとして、a 公営住宅層の住居者が大半を占めるものについては地方公共団体への譲渡について協議すべき b 建て替え事業の目的や必要性をきちんと公表すべき。また事業にあたっては居住者の周辺団地等への転居や、家賃減額の縮小について検討すべき c 建て替えに伴い生じる余剰地の売却により資産圧縮に努めるべき d 77万戸の賃貸住宅について、今後の削減目標数を明確にすべき e 新規入居者との契約については、幅広く定期借家契約を導入すべき f 管理業務の民間委託を拡大し、業務の効率化とコスト削減をはかるべき の6項目が発表され、埼玉自治協は公団住宅の存続と居住者の住居の安定と借家人の権利のかつてない重大な危機と機構と国土交通省住宅局に対し異議を申し入れました。さらに2007年12月24日閣議決定した「独立行政法人整理合理化計画」による都市機構賃貸住宅ストック再生・再編方針による団地別整備方針が発表された。その内容は、①団地再生-全面建て替え(草加松原) ②一部建て替え(田島・西大和)、集約(幸手・わしの宮・北本) ③ストック再生団地(40年代団地・新規団地) ④土地所有者への返還(川口市街地中心)が対象になりました。機構は方針の確定を2008年2月末と急ぎ1月の初めから自治会、居住者への説明をさらに急ぎました。これに対し埼玉自治協は対象団地のみでなく公団住宅居住者全体の問題として機構に対し、方針案の撤回を求める運動を引き続き強め、公団住宅を安心して住み続けられる公共住宅として守る運動に取り組んでいきます。</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 薬事審議会</p>	<p>【広報】埼玉自治協ニュース埼玉(機関紙)自治協(年3回) 【会員数】30,000世帯 【設立】昭和53年</p>

<p align="center">埼玉母親大会連絡会 会長 平澤 侑</p>	<p align="center">〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2-14-11 ゆないてい浦和 TEL・FAX 048-822-1817</p>
<p>【活動】①第53回埼玉母親大会開催（埼玉県・越谷市・越谷教育委員会後援）6月29日越谷市立富士中学校 参加1200人、交流・くらしの中からの発信・教育・医療・農業（食料自給率）・環境・食の安全・平和・女性の生き方・人間らしい働き方・税金等23分科会 ②県・地域母親大会で話し合った内容をまとめ県行政に要請する（例年要請項目約50）10月県担当部課と、11月知事と懇談。文書でも回答を受け各参加団体の運動の参考とする ③2008年国際女性デー埼玉集会を3月開催 ④12月8日「赤紙」と呼ばれる第二次大戦時の召集令状のモデルを県内の主要駅頭で配り、平和の大切さをアピールする。</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 なし</p>	<p>【広報】母親通信 【会員数】22 県域団体、42 地域実行委員会 【設立】1955年 【運営】埼玉母親大会（年1回）、埼玉母親大会実行委員会（月1回）、埼玉母親大会常任委員会（月1回）</p>

<p align="center">新日本婦人の会埼玉県本部 会長 加藤 ユリ</p>	<p align="center">〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 2-3-10 黒澤ビル2F TEL 048-829-2307～9 FAX 048-829-2313</p>
<p>【活動】①家計簿運動②全国一斉スーパーしらべ③地球温暖化防止のとりくみやNO₂測定④日本の農業を守り、食の安全を守る運動として、米・野菜産直運動、大豆畑トラスト、みそ作り、田植え、稲刈り、枝豆まつり⑤介護保険・医療改悪反対の学習と自治体との話し合い⑥少子化対策として、子育て支援として乳幼児医療制度の拡充の運動⑦30人学級実現のための運動と、学校のトイレ改善運動⑧「赤ちゃん・親子リズム」など若い母親の育児サークルの運営⑨核兵器壊滅のための写真展や戦争展、署名活動⑩自衛隊のイラク派兵反対・憲法改悪反対の学習会と署名⑪各自治体の消費生活展に参加⑫公園・駅・道路など改善運動</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 女性問題協議会、消費生活審議会、埼玉県 トレーサビリティ推進協議会委員</p>	<p>【広報】新婦人しんぶん 新婦人さいたま 【会員数】15,000人 【設立】1962年 【運営】県本部大会（2年1回）、県本部委員会（2カ月1回） 常任委員会（月1回）</p>

<p align="center">コーペル 会長 宮沢 方子</p>	<p align="center">〒330-0056 さいたま市浦和区東仲町 10-7 TEL 048-882-1932 FAX 048-881-0102</p>
<p>【活動】①学習会：環境「雨について」「本当に環境にいいことってなあって」「三浦半島城ヶ島で地質見学」「温暖化でどうなるこの地域」「汚染された自然界の水」「クレジット被害の実態」「田中正造の生涯と鉱毒事件」 ②福祉：「福祉バザーと社会福祉事業へ寄付」「古切手収集、ひとみ園へ」「小児がんの子供支援（24時間チャリティーウォーク）」 ③米の消費拡大事業（県産米使用）：「料理実習、味噌づくり」 ④二酸化窒素測定、石けん工場見学、文化活動：手作り品（古布、毛糸を使用し作品づくり）展示、即売、編み物教室、遊歩隊（鎌倉街道、奥州街道を歩く） ⑤その他：県、市の消費者展などに参加</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 種苗協議会、米消費拡大推進連絡協議会、食の安全県民会議、地産地消推進会議、県卸売市場審議会、農林総合研究センター試験研究モニター会議、LPガス委員会、NPO 法人埼玉消費者被害をなくす会</p>	<p>【広報】コーペルニュース 【会員数】3,000人 【設立】1960年 【運営】大会（年1回）、理事会（月1回）、委員会（月1回）</p>

<p>埼玉県生活協同組合連合会 会長 石川 祐司</p>	<p>〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5 TEL 048-844-8971 FAX 048-844-8973</p>
<p>【活動】 1. 「消費者の権利の確立」をめざす運動：埼玉消費者被害をなくす会への支援、県内消費者団体との連携を強める等 2. 食の安全を求める運動：食品安全局との「消費者懇談会」参加等 3. 改正生協法の学習と定款・規約等の改正 4. 安心してらせる社会をめざす運動 5. 環境の運動：①「家庭の電気ダイエットコンクール 2007」実施 372 人参加 ② NO₂測定(6月：4,350 件、12月：3,674 件) 6. 福祉の運動：「コープ福祉フォーラム」開催 106 人参加 7. 平和の運動：①平和・市民5団体懇談会参加 ②原爆死没者慰霊式参加等 8. 地震などの災害時の備え：八都県市合同防災訓練参加等</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 消費生活審議会、環境審議会、園芸振興審議会、食の安全県民会議、卸売市場審議会、畜産協議会、米消費拡大推進協議会、フロン回収・処理推進協議会、宅地建物取引業審議会、農産物安全技術専門委員会、彩の国地産地消推進協議会、埼玉県レシ袋削減推進会議 他</p>	<p>【広 報】情報(月刊)、写真ニュース(季刊)、さいたまの生協(年1回)、ホームページ、埼玉新聞に生協特集掲載(年2回) 【会員数】16生協 約199万人 【設 立】1972年6月 【運 営】総会(年1回)、理事会(年6回)、他各種委員会</p>

<p>埼玉県生協ネットワーク協議会 会長 新井 里美</p>	<p>〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5 TEL 048-844-8971 FAX 048-844-8973</p>
<p>【活動】 1. 学習活動 ①公開学習会「環境問題って他人事だと思いませんか!?!」～明日のわたしたちのために、今、できること～ ②食育の学習「食べ物はどこからくるの?」 ③「裁判員制度の学習」～もし私が選ばれたら…～④生協の食品安全政策の学習「輸入野菜の残留農薬について⑤医療制度の学習「どうなるの?これからの医療制度」⑥歯科口腔の学習 2. 施設見学①横浜検疫所検査センター 3.交流活動 ①会員6生協の活動交流 ②JA 女性組織協議会との交流</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 埼玉県消費生活審議会、埼玉県園芸振興審議会、埼玉県消費生活審議会苦情処理部会、埼玉県地方薬事審議会、埼玉県卸売市場審議会、埼玉県米消費拡大推進協議会、農産物安全技術専門委員会、埼玉県食の安全県民会議、「いつでもどこでも埼玉産」地産地消推進協議会、他多数</p>	<p>【広 報】情報(月刊) 【会員数】1,215,199人 【設 立】2002年7月 【運 営】全体会(1回)、運営委員会(年7回)、公開学習会企画委員会(年4回)、協議会(年6回)、公開学習会(年1回)</p>

生活協同組合さいたまコープ 理事長 佐藤 利昭		〒336-8523 さいたま市南区根岸 1-5-5 TEL 048-864-1181 FAX 048-865-3158
【活動】 年 間：「産地・工場見学」(169回 6,246人)・教えあい・学びあい「講習会」(287回 5573人)・商品学習交流会(69回 1,684人)・ユニセフ一般募金(約1,300万円)他に「被災地支援募金」(ソロモン、ペルー、バングラディッシュなど、約116万円)・レジ袋削減(2007年5月狭山市2、坂戸市3、川口市3、春日部市1店舗有料化、全店舗で年間3回のレジ袋削減キャンペーン実施) 2007年4～08年3月 「Coccoルーム(子育て)親子ひろば」(267回 5,217人) 2007年4～08年3月 「コープ秩父の森教室」(15回 364人) 2007年6月 「エコライフDAY 2007 埼玉」(24,582人参加) 2007年6～10月 「憲法を知ろう」学習会(7地区 462人) 2007年7～10月 自治体(首長)懇談(35自治体) 2007年10月～2008年1月 「コープフェスタ」「ミニフェスタ」6地区で開催 2008年3月 市民活動助成金助成(43団体に660万円)		
【行政の審議会等の参加】 埼玉県消費生活審議会委員・同苦情処理部会委員、埼玉県食の安全県民会議委員、地産地消推進協議会委員、埼玉県米消費拡大推進協議会理事、埼玉県園芸振興審議会委員、埼玉県社会福祉協議会評議委員、さいたま市消費生活審議会委員	【広 報】 「にじのひろば」：毎月発行(約37万部) 「COOP ネットワーク」：隔週発行(約30万部) 『アピレ』(対外広報誌)：毎月発行(約5,500部) 【会員数】 779,076人(7月20日現在) 【設 立】 1970年 【運 営】 総代会(年1回)理事会(毎月)、政策検討会(毎月)、理事・副ミーティング(毎月)、エリア会(月2回)など	

生活協同組合ドゥコープ 理事長 坂本 美春		〒335-0005 蕨市錦町 2-10-4 TEL 048-432-7093 FAX 048-432-0850
【活動】 1.食と農の取り組み：①食と農を考える学習会(連続講座127名参加)、②県内での米づくり体験(岩槻148名)、③大豆づくり交流(神川32名) 2.消費者課題の取り組み：①「六ヶ所再処理工場の本格稼働に反対し、その中止を求める署名」(6,832筆)、②「日豪EPA交渉における農業分野での適切な国際規律の確立を求める署名」(5,739筆) 3.環境の取り組み：①ストップ温暖化さいたまフェア参加、②エコカレンダーの取り組み、③電気ダイエットの取り組み 4.福祉の取り組み：①子育て支援講座(19回開催396名参加)、②学習会(古武術介護・ふくしdeまちづくり) 5.平和・国際協力：「能登半島地震被災者支援カンパ」「ソロモン地震被災者支援カンパ」「新潟県中越沖地震被災者支援カンパ」「ペルー沖地震被災者支援カンパ」「バングラディッシュ・サイクロン『シドル』被災者支援カンパ」の取り組み 6.社会貢献活動：ドゥコープ市民活動支援金6団体に助成		
【行政の審議会等の参加】 なし	【広 報】 あすーる(月刊) 【会員数】 90,457人 【設 立】 1951年5月 【運 営】 総代会(年1回)、理事会(月1回)、各種委員会	

医療生協さいたま生活協同組合 理事長 神谷 稔		〒333-0831 川口市木曾呂 1317 TEL 048-294-6111 FAX 048-294-1490
<p>【活動】1992年6つの医療生協が合併して誕生、埼玉県内に病院、診療所、歯科診療所、老人保健施設、介護事業所（訪問看護、訪問介護、デイサービスなど）、配置薬事業を運営しています。今年は、つながり・連携をかたちに！をメインテーマに、事業と健康で安心してらせるまちづくりを一步すすめ、医療と介護の危機をくい止めるとりくみをすすめる方針です。</p> <p>〈活動の概要〉保健教室（28校 220人卒業）・くらしの学校（11校 106人卒業）・ボランティアの会員登録数：約2,500人・教育学習活動（生協学校、ウェルカムパーティー、通信教育など）・助け合い活動：約70カ所（定期的なミニデイサービス活動、他）・4・7世界保健デー、ウォークイベント、健康まつり・バスハイク、青空健康デー、子ども保健教室他・医療懇談会、NO₂測定約2,900カ所（年2回）</p>		
【行政の審議会等の参加】 薬事審議会	【広 報】けんこうと平和(月刊)、Magネット(月刊) 【会員数】216,124人 【設 立】1992年 【運 営】総代会(年1回)、理事会(年12回)、他各種委員会	

埼玉県労働者共済生活協同組合(全労済) 理事長 佐野 英二		〒338-8504 さいたま市中央区下落合 1050-1 TEL 048-822-0631 FAX 048-822-0865
<p>【活動】①県内住居者、勤労者への共済事業の推進 ②県内事務所の「全労済ぐりんぼう」のリニューアル ③助成事業の実施（環境保全・子供支援活動団体）④チャリティスポーツ大会を実施し、ユニセフ等を通じ募金活動 ⑤小学生「作文・版画コンクール」の開催 ⑥介護・医療（健康）相談ダイヤルの実施 ⑦埼玉県スポーツ少年団小学生軟式野球交流大会への特別協賛</p>		
【行政の審議会等の参加】 なし	【広 報】セーフティファミリー （地域組合員用年2回、職域組合員用年1回） 【会員数】69.4万人 【設 立】1964年3月 【運 営】総代会(年1回)、理事会、各種委員会	

さいたま住宅生活協同組合 理事長 本山 豊		〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2-10-12 TEL 048-835-2801 FAX 048-822-7455
<p>【活動】①住まいの学習講座を戸田市・所沢市・さいたま市で開催。組合員と県民の住まいに対する知識を高め個人の家造りに生かされている。②環境共生住宅を重視し、新建材を含む化石燃料を中心とした建築資材を極力使用しない住まいづくりを追求。「NPO 消費住宅フォーラム」「環境ネットワーク埼玉」などと共同し、環境に同化できる住まい造りを探求する取り組みを進めている。③10人からなる設計者が共同研究の場として2000年6月から設計者会議を立上げ、組合員・県民向け住宅セミナーを開催。生協の住まいづくりを提案してきている。最近では地球環境に配慮した省エネの課題を解決した新しい提案住宅「明日家(あすか)」を開発した。④新築工事が前年比2倍に前進したのをはじめ、組合員の土地の有効活用と埼玉県住宅供給公社との協力でグループホームを完成させることができたが、障がい者団体との共同の成果として新たな前進を確認した。⑤協力業者の業務力量を高めるため部会の立上げと独自の研修を進めている。</p>		
【行政の審議会等の参加】 埼玉県建築物安全安心推進協議会委員	【広 報】快適住まい(年4回) 【会員数】21,174人 【設 立】1992年8月 【運 営】総代会、理事会(年9回)、各種委員会	

JA 埼玉県女性組織協議会 代表 青木 敏子	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-12-9 TEL 048-829-3432 FAX 048-829-3441
【活動】 ①食農教育の実践：JA 女性部員として、従来の活動に加え小学校・地域への出前講座など展開、地産地消などの一層の取り組み拡大を図る。②地球温暖化対策への取り組み－JA 女性エコライフ宣言－：地域の農業と美しい環境を次世代に継承し、住みよい地域社会づくりのために、地球温暖化に取り組む。③フレッシュミズの育成：後継者育成、次世代対策に伴う活発な活動の推進。④共同購入運動の推進：JA 商品研究所により、信頼と安心の商品選定を行い共同購入の展開。⑤情報の交換：各女性部活動の報告・交流によって情報交換を行う。	
【行政の審議会等の参加】 埼玉県青年農業経営士・地域指導農家認定委員、埼玉県米消費拡大推進協議会委員、埼玉県金融・広報委員会委員	【広 報】 彩女(年1回) 【会員数】 14,170 人 【設 立】 1954 年4月 【運 営】 総会(500 人規模・6月)、組織代表者会議(19 組織 年4回)、部会 代表者会議(年1 回)

埼玉県農民運動連合会 会長 立石 昌義	〒360-0111 熊谷市押切 2540-2 TEL 048-536-5960 FAX 048-536-5206
【活動】 1. 7月に北海道で開催されたG8 サミットに対抗行動としての集会やデモに参加(埼玉から10名参加) 2. 8月に来年度予算要望として埼玉県農林部長と懇談・要請する。3. 各自治体に「ミニマムアクセス米の輸入中止」「食糧自給率の大幅な向上」を求める請願を行う。	
【行政の審議会等の参加】 なし	【広 報】 新聞「農民」(週刊) 【会員数】 1,000 人 【設 立】 1974 年9月 【運 営】 理事会(隔月)

特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会 理事長 石川 祐司	〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5 TEL 048-844-8971 FAX 048-844-8973
【活動】 1. 調査活動 ①市町村消費者行政実態調査(6～9月) ②「消費者被害めやすばこ」アンケート(11 月配布、回収) 2. 事業者への是正を求める活動 3. 学習活動 ①「もうだまされない!弁護士が語る悪質商法」(12 月) ②「広がるクレジット被害」(2月) ③「だまされないで!広告表示」(2月) ④「携帯電話・・・広告や契約に関するトラブルについて」 4. その他 ① 彩の国くらしフェスティバルに出展 ②出前講座の講師のコーディネート 10 回 ③原稿執筆	
【行政の審議会等の参加】 なし	【広 報】 ニュースレター(隔月)、ホームページ 【会員数】 正会員 16 団体 個人 100 人 賛助会員 6 団体 個人 15 人 【設 立】 2004 年 【運 営】 総会(年1 回)、理事会(年6回)、検討委員会(年6回)、活動委員会(月1 回)

埼玉県消費生活コンサルタントの会 代表 関口 多恵子	〒332-0034 川口市並木 1-16-27-B103 TEL・FAX 048-255-2375
【活動】 ①埼玉県多重債務協議会出席 ②県・市町村行政担当者法令研修会開催 ③各審議会・委員会に委員として出席 ④埼玉県消費者大会参加・助言者協力 ⑤NPO 法人埼玉消費者被害をなくす会協力 ⑥検討委員会 ⑦参加若年消費者教育研究活動 ⑧知的・聴覚・精神障害者向け啓発活動 ⑨生命保険・損害保険代理店協会意見交換会 ⑩ヤミ金融被害対策埼玉弁護団協力	
【行政の審議会等の参加】 埼玉県消費生活審議会委員、埼玉県宅地建物取引業審議会委員、埼玉県日照紛争調整委員	【広 報】 会員便り発行、会報 【会員数】 140人 【設 立】 1965年 【運 営】 代表・副代表 各1名、監事2名、運営委員6名

春日部市くらしの会 会長 齋藤 恂子	〒344-8577 春日部市中央 6 丁目 2 番地 春日部市役所暮らしの安全課内 TEL048-736-1111 FAX 048-733-3825
【活動】 ①消費者問題：第43回埼玉県消費者大会参加、消費生活展参加「見直そう!!環境とくらし」、視察研修会「足袋とくらしの博物館」、消費者講座共催「食の安心・安全」、彩の国ふるさと農産物フェア参加 ②環境問題：環境セミナー参加、エコライフDAY参加、年間を通じて資源回収 ③健康問題：手作り減塩味噌作り（豆の栽培から）④福祉問題：歳末助け合い募金、ボランティア交流会参加、手作り減塩味噌を養老老人ホームへプレゼント⑤その他：広報誌作り	
【行政の審議会等の参加】 春日部市環境審議会、春日部市水道事業運営審議会、ごみ減量化・資源化等推進審議会、春日部市下水道事業審議会、春日部市社会福祉協議会、春日部市暴力排除推進協議会	【広 報】 春日部市くらしの会だより(年1回) 【会員数】 173人 【設 立】 1968年 【運 営】 全体活動(総会・理事会含む)と6地区に分かれての活動

加須市くらしの会 会長 杉沢 正子	〒347-0005 加須市下樋遣川 675 TEL 0480-68-5343 FAX 0480-68-5343
【活動】 ①消費生活セミナーの開催：「知って得する介護の最新事情」「お肌に潤いを～美肌を守るお手入れ法」「知って安心・防災対策あれこれー法改正による住宅用火災報知器」 ②消費生活講演会の開催：「食と健康～噛むこと、食べること、生きること」「トレーサビリティって何？～食品の生産・流通情報を知る～」 ③消費生活1日体験教室の開催「新しい健康体操～心と身体のストレッチ」「足にやさしい布ぞうり作り」 ④生産工場等視察研修：三井製糖千葉工場、国立歴史民族博物館(佐倉市)、キッコーマン野田工場 ⑤食の研究と調理実習「カルシウムと鉄分を摂る献立」 ⑥快適かぞ市民活動への参加(年2回) ⑦コミュニティ意見交流集会および市民団体活動報告会への参加 ⑧役員研修会「茶道体験講座」の開催	
【行政の審議会等の参加】 加須市都市計画審議会、加須市男女共同参画審議会、加須市コミュニティづくり推進協議会、地域力創造に関する有識者会議	【広 報】 加須市くらしの会だより、ホームページ「加須市くらしの会」 【会員数】 180人 【設 立】 1967年4月 【運 営】 総会(年1回)、役員会(月1回)

<p style="text-align: center;">久喜市くらしの会 会長 宮内 智</p>	<p style="text-align: center;">〒346-8501 久喜市大字下早見 85-3 久喜市役所生活安全課 TEL 0480-22-1111 (代) FAX 0480-22-3319</p>
<p>【活動】①環境活動：牛乳パック、アルミ缶回収。家庭用廃油の回収、石けんづくり(各学校、公民館行事、各種イベントにて無料配布)、ゴミゼロクリーン久喜市民運動への参加。第4回環境フェア久喜「久喜市の子どもたちのために、よりよい環境を残すために、今、自分たちにできること」をテーマに市内小中学生による取り組み発表他。久喜宮代衛生組合の出張講座等。廃油石けんの製造・配布と使い方の実演。EM菌の取り組み。手作り手芸品の販売。②学習活動：学習会(年2回、会員他市民の参加含む)消費生活の基礎知識や悪徳商法等について他。久喜市議会傍聴(6月)、社会見学(年2回)生産工場や施設の見学、他団体との交流。親睦研修旅行。県消費者大会及び環境問題の研修会やプレ学習会に参加、埼玉消費者被害をなくす会参加。③福祉活動：久喜市福祉運動会他協力、歌謡クラブチャリティー発表会による社会福祉協議会への寄付。④久喜市及び久喜市商工会事業他参加：久喜市民まつり、防災訓練、久喜市交通安全母の会、男女共同参画、生涯学習事業、各公民館まつりの事業への参加。⑤クラブ活動：生活、薬草、料理、和装、園芸、歌謡、フォークソ、吟詠クラブの活動を通じて、リサイクル、くらしと生活についての学習や現地研修、散策、福祉活動や慰問等。⑥その他：肉、納豆、調味料他自然食品の販売。</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 久喜市環境推進協議会、久喜宮代有機資源農業推進協議会、久喜市社会福祉協議会評議員、久喜市人権行政推進協議会、青少年育成久喜市民会議、久喜市食育推進会議、久喜市男女共同参画審議会、久喜市社会を明るくする運動実行委員会、久喜市交通安全母の会、久喜市市内循環バス検討懇話会委員、久喜市民まつりの会、女と男のいきいきネットワーク、久喜市平和と人権の集い実行委員会、埼玉消費者被害をなくす会</p>	<p>【広報】年2回 【会員数】280人 【設立】1969年 【運営】定期総会(年1回)、理事会(月1回)、部長会(年2回)</p>

<p style="text-align: center;">白岡町くらしの会 会長 川嶋 ヒロ子</p>	<p style="text-align: center;">〒349-0215 南埼玉郡白岡町千駄野 1335-14 TEL・FAX 0480-92-2734</p>
<p>【活動】役員定例会、総会、悪質商法被害防止の啓発、会員の親睦会、消費生活セミナー、一日料理教室、一日編物教室、一日健康体操、視察研修、埼玉県消費者大会・同実行委員会・同プレ学習会、消費者被害をなくす会、消費者団体交流会、特産品推進委員会、特産品推進委員会視察研修、わんぱく商店街、中心市街地活性化推進委員会、久喜地域安全暴力排除推進大会、白岡町コミセン協会議、花一杯運動、季刊誌編集委員会、ふるさとまつり参加、クリーン運動、しらこばと賞推進委員会、しらこばと賞授賞式、蓮田市白岡町衛生組合協議会、社協評議員会議、支部社協事業協力、エコライフ講座、白岡まつり参加</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 消費生活セミナー、悪質商法被害防止の啓発、白岡町コミ協会議、花一杯運動、中心市街地活性化推進委員会、ふるさとまつり参加、支部社協事業協力、社協評議員会議、白岡まつり参加</p>	<p>【広報】季刊誌(年1回) 【会員数】88人 【設立】1969年 【運営】総会(年1回)役員定例会(年12回)、臨時定例会(年5回)</p>

<p align="center">志木市くらしの会 会長 木下 里美</p>	<p align="center">〒353-0002 志木市中宗岡 1-1-1 志木市市民生活部地域振興課 TEL048-473-1111(内線 2342) FAX 048-474-4462</p>
<p>【活動】①清涼飲料水やジュース類に含まれる砂糖の量を調べ、砂糖のとりすぎについて学ぶ夏休み子ども消費者教室開催 ②清涼飲料水やジュース類の砂糖の量をショーケースに展示し、一般市民の目に触れるよう呈示している ③志木市コミュニティ協議会事業に参加 ④4市消費生活共同通信講座受講 ⑤フリーマーケットいろは市に参加 ⑥新年会、研修旅行、講習会、商品テストなど実施 ⑦消費生活展開催 ⑧地産地消(アグリシップ)販売に協力 ⑨マイバッグキャンペーンに参加</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 志木市コミュニティ協議会委員、志木市社会福祉協議会委員、志木市食品ウォッチャー委員、志木市消費生活展実行委員会、志木市マイバッグキャンペーン実行委員会、志木市民環境委員会委員</p>	<p>【広 報】会報(年3回) 【会員数】88人 【設 立】1973年 【運 営】定例会(月1回)、定期総会(年1回)</p>

<p align="center">越谷市消費生活研究会 会長 中村 千代子</p>	<p align="center">〒343-0026 越谷市北越谷 2-26-23 TEL・FAX 048-975-8302</p>
<p>【活動】①消費者月間記念講演会(越谷市共催) ②越谷市男女共同参画支援センター6周年事業 ③埼玉県消費者大会 ④市民まつり ⑤消費生活講座：「消費者が安心して使えるクレジット制度を」 ⑥訪問研修：「パナソニックセンター東京」 ⑦環境講演会：エコ・コンサート</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 越谷市消費者保護委員会、消費生活センター運営委員会、越谷市商工対策委員会、市民まつり実行委員会、NPO 法人埼玉消費者被害をなくす会、埼玉県消費者大会実行委員会</p>	<p>【広 報】会報「きくだより」(年2回) 【会員数】15人 【設 立】1979年 【運 営】総会(年1回)、役員会(年6回)、各部会(計10回)</p>

<p align="center">さいたま市消費者団体連絡会 代表 久慈 美知子</p>	<p align="center">〒339-0056 さいたま市岩槻区加倉 1-8-13 TEL・FAX 048-756-9670</p>
<p>【活動】①さいたま市消費生活展に参加(10/27) ②学習会：「クレジット被害をなくすために」(講師：長田淳弁護士)(12/17)、「新型インフルエンザその対策は？」(講師：さいたま市職員、医師)(3/26) ③見学会：埼玉県消費生活支援センター(2/1) ④他団体との交流：NPO 法人埼玉消費者被害をなくす会、市町村消費者団体活動交流会、個人タクシー利用者懇談会 ⑤その他：消費生活センター街頭キャンペーン協力(10/20)、内閣府との懇談会出席(11/13)</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 さいたま市消費生活審議会、さいたま市食肉市場委員会、さいたま市食の安全委員会、さいたま市市民活動サポートセンター整備検討委員会、北足立地産地消をすすめる会</p>	<p>【広 報】会報(年3回) 【会員数】10団体 【設 立】1999年 【運 営】総会(年1回)、定例会(月1回)</p>

<p align="center">所沢市消費者団体連絡会 会長 河村 フクエ</p>	<p align="center">〒359-0033 所沢市こぶし町 6-2 TEL・FAX 04-2998-4165</p>
<p>【活動】07.5.31 総会、記念講演「後期高齢者医療制度」07.11.20 第25回消費生活展、所沢の水を考える(気になる飲み水) 07.11.27 記念講演会「水道水が出来るまで」07.7.2 廃棄物減量等推進協議会参加～08.2 月答申案提出 08.2 月施設見学一埼玉県下水道公社荒川右岸支社</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 所沢市生涯学習をすすめる市民会議委員、西部地区消費者団体活動推進世話人会、NPO 法人埼玉消費者被害をなくす会</p>	<p>【会員数】5団体 【設 立】1985年 【運 営】総会(年1回)、消費生活展(年1回)、定例幹事会(月1回)</p>

市町村における消費生活関連事業調査の結果報告書

2008年 10月
第44回埼玉県消費者大会実行委員会
埼玉消費者被害をなくす会

1. 調査実施時期 2008年 6月
2. 調査対象 埼玉県 70市町村
3. 回答状況 埼玉県 70市町村

Q 1. 消費者行政を担当している部署について

消費者行政の担当職員

	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
専任がいる	13	14	14	12	10	11	13	8	8	10自治体
専任・兼任両方	8	8	8	8	10	13	8	12	6	6自治体
兼任がいる	67	70	70	72	70	66	64	51	55	54自治体

*専任の職員が配置されている市町村は、10自治体(14.3%)で前年より増加。
兼任の市町村が54自治体(77.1%)と昨年の55自治体(79.7%)より減少。

Q 2. 平成19年度から平成20年度の一般会計当初予算と消費者行政関連予算について

一般会計当初予算		消費者行政関連予算 () 内前年自治体数	
前年度より増えている	43自治体・ 61.4% (46自治体)	前年より増えている	18自治体 25.7% (14)
		前年と同じ	5自治体 7.1% (4)
		前年より減っている	20自治体 28.6% (28)
前年度より減っている	27自治体・ 38.6% (23自治体)	前年より増えている	10自治体 14.3% (6)
		前年と同じ	3自治体 4.3% (4)
		前年より減っている	14自治体 20.0% (13)

●消費者行政関連の決算額について (予算比)

予算よりも多かった自治体 2自治体 2.8%
 予算より少なかった自治体 62自治体 88.6%
 予算と同額だった自治体 6自治体 8.6%

●一般会計予算に占める消費者行政関連予算の割合について

前年度より増えている自治体 15自治体 21.4% (前年 15自治体・21.8%)
 前年度より減っている自治体 19自治体 27.2% (前年 27自治体・39.1%)
 前年度と同じだった自治体 36自治体 51.4% (前年 27自治体・39.1%)

●消費者行政関連予算の金額の傾向 (平成20年度)

1,000万円以上 3自治体(前年 4)
 500万円以上 1,000万円未満 12自治体(前年 11)
 100万円以上 500万円未満 26自治体(前年 26)
 10万円以上 100万円未満 26自治体(前年 23)
 10万円未満 3自治体(前年 5)⇒

(10万円未満の内訳)

1円以上	1万円未満	1自治体
1万円以上	5万円未満	1自治体
5万円以上	10万円未満	1自治体

●消費者行政関連予算 金額トップ5

1位	さいたま市	49,097千円	2位	川越市	27,378千円
3位	狭山市	17,785千円	4位	所沢市	9,965千円
5位	川口市	8,825千円			

Q 3. 消費者団体に対する補助金等の制度について

ある 43 自治体・61.4% (前年 44 自治体)

なし 27 自治体・38.6% (前年 25 自治体)

補助金額の内訳

金額	30～40 万	20～30 万	10～20 万	5～10 万	1～5 万
自治体数	5	7	12	9	9

補助金制度はあるが、消費者団体がなく補助金 0 円が 1 自治体

Q 4. 消費者団体に対する支援として、どのような施策が取り組まれていますか？(複数回答)

1 位 事務局として支援 44 自治体

2 位 情報提供 42 自治体

3 位 研修・集会の場の提供 34 自治体

4 位 講演会・講習会の実施 33 自治体

5 位 視察研修等 28 自治体

6 位 交付金・助成金等資金の援助 5 自治体

その他 庁用バスの借用、発表の場の提供、セミナー等への参加の推進等

Q 5. 消費者団体が参加する「消費生活展」の開催について

開催している 25 自治体・35.7% (前年 26 自治体)

開催していない 45 自治体・64.3% (前年 43 自治体)

Q 6. 市町村が設置した審議会・委員会等への消費者代表の参加について

参加している	33 自治体・47.1% (前年 32 自治体)	1 人～2 人	15 自治体 (21.4%) (前年 12 自治体)
		3 人～5 人	9 自治体 (12.8%) (前年 10 自治体)
		6 人以上	9 自治体 (12.8%) (前年 9 自治体)
参加していない	37 自治体・52.9% (前年 37 自治体)		

Q 7. 消費者被害の未然・拡大防止のための連携をしていますか？(複数回答)

連携している	43 自治体・61.4%	福祉関係	25 自治体 (35.7%)
		商工関係	4 自治体 (5.7%)
		警 察	10 自治体 (14.3%)
		弁護士会	6 自治体 (8.6%)
		司法書士会	4 自治体 (5.7%)
		学校関係	3 自治体 (4.3%)
		介護関係	14 自治体 (20.0%)
		《その他》 庁内関係部署、近隣市町の担当課、国民生活センター、消費生活支援センター等	
連携していない	27 自治体・38.6%		

Q 8. 消費者教育として実施していることは何ですか？（複数回答）

消費者教育講座・一般対象	46 自治体 65.7% (前年 43 自治体)
消費者教育講座・若者対象	10 自治体 14.3% (前年 10 自治体)
消費者教育講座・高齢者対象	30 自治体 42.8% (前年 17 自治体)
消費者教育講座・《その他》民生委員、ヘルパー、団体会員、障がい者、新入社員他	
情報提供・広報誌の活用	63 自治体 90.0% (前年 54 自治体)
情報提供・パンフレットの配布	45 自治体 64.2%
情報提供・情報誌の作成	9 自治体 12.8%
情報提供・回覧等で呼びかけ	19 自治体 27.1%
情報提供・有・無線放送防災無線等の活用	9 自治体 12.8%
情報提供・《その他》駅頭電光掲示板、ホームページ掲載、生活展の開催、パネル展示他	
消費者モニター制度	あり 8 自治体 (11.4%) なし 62 自治体 (88.6%)
消費者啓発関連のホームページの運営	あり 21 自治体 (30.0%) なし 49 自治体 (70.0%)

Q 9. 消費者相談の窓口の設置について（19 年度）

消費生活センターを設置している	8 自治体・11.4% (前年 8)	19 年度相談件数	1～999 件	1 自治体 (1.4%)
			1000～1999 件	6 自治体 (8.6%)
			2000 件以上	1 自治体 (1.4%)
庁舎内に消費者相談コーナーを設置している	52 自治体・74.3% (前年 52)	19 年度相談件数	1～49 件	17 自治体 (24.3%)
			50～99 件	6 自治体 (8.6%)
			100～499 件	21 自治体 (30.0%)
			500～999 件	5 自治体 (7.1%)
			1000 件以上	3 自治体 (4.3%)
他の自治体に委託	4 自治体・5.7% (前年 4)			
設置準備中	2 自治体・2.9% (20 年 4 月設置 1 自治体、20 年 9 月設置 1 自治体)			
設置していない	4 自治体・5.7% (前年 5)			

●消費生活センターを設置している 8 自治体の相談日数（週 5 日開設）

・相談員の人員体制

相談員数	週 2 日 2 人 週 3 日 1 人	週 3 日 2 人 週 2 日 1 人	常時 2 人	常時 8～9 人
自治体数	1 自治体	1 自治体	5 自治体	1 自治体

・相談受付件数（平成 10 年度、16 年度、17 年度、18 年度との比較）

自治体	平成 10 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
さいたま市	2,067 件	14,770 件	10,029 件	9,163 件	9,730 件
上尾市	738 件	3,345 件	1,790 件	1,657 件	1,611 件
狭山市	1,129 件	3,511 件	1,966 件	1,659 件	1,527 件
川越市	626 件	2,915 件	1,514 件	1,320 件	1,273 件
入間市	620 件	2,451 件	1,381 件	1,248 件	1,168 件
所沢市	1,469 件	2,953 件	1,798 件	1,714 件	1,847 件
越谷市	900 件	2,425 件	1,634 件	1,497 件	1,449 件
ふじみ野市	252 件	758 件	496 件	669 件	723 件
計	7,801 件	33,128 件	20,608 件	18,927 件	19,328 件

●消費生活相談コーナーを設置している52自治体の相談日数の内訳

月1日	1自治体	週4日	5自治体
月2日	8自治体	週5日	10自治体
週1日	9自治体	週1日+月1日	2自治体
週2日	11自治体	週2日+月2日	2自治体
週3日	4自治体		

・消費生活相談コーナーの相談員の人員体制

相談員数	常時1人	週1日2人 週3日1人	週1日2人 週4日1人	週2日2人 週3日1人	週3日2人 週2日1人	常時2人
自治体数	46自治体	1自治体	1自治体	1自治体	2自治体	1自治体

●市町村 消費者相談窓口の相談件数の変化について

	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年
相談件数 (市)	12,598	15,039	16,965	20,295	24,214	41,725	52,489	33,590	30,881	31,334
相談件数 (町村)	138	47	131	131	187	805	1,493	884	872	699
計	12,736	15,086	17,096	20,426	24,401	42,530	53,982	34,474	31,753	32,033

●消費者相談窓口の消費生活相談員の配置について

配置している	61自治体・87.1% (20年設置の 1自治体含む)	有資格者 ※	1人	22自治体 (31.4%)
			2人	13自治体 (18.6%)
			3人	11自治体 (15.7%)
			4人	7自治体 (10.0%)
			5人	4自治体 (5.7%)
			6人以上	3自治体 (4.3%)
		無資格者		1自治体 (1.4%)

※消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、消費生活専門相談員、消費生活相談員

4. 10年間の推移から

(1) 消費者行政

職員体制は、専任職員のみ配置が8自治体(19年)から10自治体(20年)となりました。内訳は、3自治体で兼任職員のみ(19年)から専任職員のみ(20年)に、1自治体で専任職員のみ(19年)から兼任職員のみ(20年)への配置となっています。

延べ人数では専任の職員数が40人(19年)から46人(20年)、兼任職員数164人(19年)から159人(20年)となっています。

財政面からみると、一般会計予算が増えた自治体は46自治体(19年)から43自治体(20年)に減少しています。消費者行政関連予算が増加した自治体は20自治体(19年)から28自治体(20年)、減少した自治体は41自治体(19年)から34自治体(20年)となっています。しかし、一般会計予算が増加しているにもかかわらず、20自治体で消費者行政予算が前年度より減少しています。

一般会計予算に占める消費者行政関連予算の割合でみると、前年度と同じ自治体は36自治

体、増えている自治体は 15 自治体となっています。1 人あたりの消費者関連予算額では、一番高い自治体は 164.2 円で、一番低い自治体の 1.5 円とは依然差が見られます。

消費者行政関連予算で、美里町、大和町は 20 年度相談窓口を開設のため相談員の予算、また飯能市では今年度生活展を開催するための予算が組み込まれたため増額されています。

消費者団体に対する支援については、補助金制度を廃止した自治体が 1 自治体ありました。補助金の金額が 2 自治体で増額になりましたが、12 自治体で減額になっています。

消費者被害の未然・拡大防止に向けて、福祉関係 25 自治体、介護関係 14 自治体、庁内関係部署等と連携をとっています。消費者教育講座を開催している自治体を対象者別にみると、一般対象 43 自治体(19 年)から 46 自治体(20 年)、高齢者対象 17 自治体(19 年)から 30 自治体(20 年)と増加しています。消費者啓発関連のホームページを運営している自治体 16 自治体(19 年)から 21 自治体(20 年)と増加していますが、行っていない自治体に比べて半分以下にとどまっています。広報誌を活用し情報提供している自治体は 54 自治体(19 年)から 63 自治体(20 年)と増加しています。

(2) 消費者相談窓口の開設状況

60 自治体で消費生活センター、消費者相談コーナーを設置して相談業務を行っています。1 自治体が 20 年 4 月開設、1 自治体が 20 年 9 月開設準備中です。4 自治体は他の自治体に委託をしています。また、2 自治体では、町民相談窓口で相談業務を行っています。

相談日は、さいたま市、八潮市、小川町の 3 自治体が増加しました。相談体制(人数)もやや増加するなど、改善がみられています。60 自治体で、有資格者(※)の消費生活相談員を配置しています。

相談件数は、18 年度 31,753 件、19 年度 32,033 件とやや増加しています。

※ 消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、消費生活専門相談員、消費生活相談員

(3) 消費者行政の今後の課題

今年度の調査項目に「消費者行政一元化の議論の中で、消費者行政の強化が必要とされているがどのように考えるか」ということを加えたところ、国、県、市町村の連携を強化するためにも、消費者の身近に接している地方消費者行政の充実・強化は必要、実際に相談業務を行っている消費生活相談員の処遇改善が必要という意見が多くありました。

また、足元から相談員の待遇等、国が方針を統一したほうがよい、消費者が被害にあわないよう子ども時代から正しい知識の教育、メディア等を活用した啓発の必要があるとの意見や、強化は必要だが財政的、人材的に難しく、財政等の支援を望むという声も多くありました。

課題として昨年に引き続き地域の消費者団体会員の高齢化があがっています。

ユーアイコープは「産直」
と「環境保全」を大切にし

食卓に「安全」「おいしい」「お役立ち情報」
をお届けします。

産直・安心・わたしの宅配

ユーアイ コープ

埼玉県勤労者生活協同組合

フリーダイヤル 0120-039-088

(受付時間：月～金 午前9時～午後7時)

ホームページ <http://www.uicoop.com>

【サンプル、カタログをお送りします。お問い合わせもお気軽に！】

いのちのチカラあふれる「食」
をこの手でつくろう！



お子さまからシニアの方まで。
一人ひとりに最適な
保障をご用意しました。

家族一人ひとりに、一生つづく大きな安心を。



こくみんな共済

個人定期生命共済・子ども定期生命共済・熟年定期生命共済・傷害共済・終身生命共済

保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしを目指しています。すでに組合員は全国で1,390万人。出資金をお支払いいただいで組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

ZENROSAI NEWS



全労済埼玉県本部 ☎048-822-0631
(埼玉県労働者共済生活協同組合)



LPガスのこと、 お気軽にご相談ください。

安全性は怎なの？

LPガスには
どのような特徴が
あるの？

ガス器具の
交換はどうしたら
いいの？

環境に
やさしいって
本当？

災害時に
強いつて
本当なの？

全国どこでも
使えるの？



きっと満足!!
ご相談受付中!

埼玉県LPガスお客様相談センター

フリーダイヤル **0120-41-9640**

○ご相談タイム/午前9:00～午後5:00(土・日・祝日は休業させていただきます)



社団法人 埼玉県LPガス協会内
〒330-0083 さいたま市浦和区高砂1-2-1-410
エイベックスタワー浦和 オフィス東館4F

LPガスは、強い火力で料理にうれしい。

LPガスの発熱量は24,000Kcal、強い火力が大きな魅力。火力が強いエネルギーなので料理のプロたちも好んでLPガスを受用。LPガスを使った料理はとて
もおいしく出来上がると言われています。キッチンに立つ奥様の強い味方です。

しかも、環境にやさしい、災害にも強い。

しかも、LPガスは、各家庭へ容器によって供給。どんな場所でも簡単に設置
できます。定期的にご家庭に伺い、配送・点検しますので、安全・安心さ
も格別。環境にやさしい、万一の災害時にも強いなど、たくさんの魅力を備
えたLPガス。この機会に、ご相談されてみてはいかがでしょうか。

やっぱり、LPガスがいいね。

～地球の環境にやさしく、街の安全を守るプロフェッショナル～



総合ビル管理・警備

◇ 株式会社 イイズカ商会

本社：さいたま市西区佐知川 1309-7
TEL：048-622-2551
研修センター：大宮ソニックシティビル16F
TEL：048-648-5000



～～清掃・警備スタッフ募集中～～



屋内・屋外看板 / 電気・LED看板 / イベント・各種会館
リメイク・修理・その他 小さな物1点からでも承ります。

御見積もり 無料です
TEL 048-855-4437
FAX 048-852-1936

有限会社 創業明治38年
美術看板工芸 **ヨロツヤ**
埼玉県さいたま市桜区下大久保 1028-30

～さいたまコープは、こどものいる暮らしを応援します～
秋のこども・子育て応援キャンペーン実施中！

**生協の宅配コープデリ
 (グループ購入・個人宅配)では**

- ・コープデリ新規ご加入で、カトラリーセットプレゼント。
- ・新しく利用される方の紹介キャンペーン実施中。

県内55店舗では

- ・毎週水曜日のパパママ応援ショップ優待サービスがパワーアップ。11月26日までの水曜日、1000円以上お買い物いただき、パパ・ママ応援ショップ優待カードをご提示された組合員さんに、50ポイントプレゼント。
- ・店舗のコープメイトでは、赤ちゃんマッサージや離乳食の学習会など開催しています。

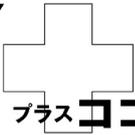


さいたまコープ

さいたまコープ

検索

埼玉県さいたま市南区根岸 1-5-5 TEL048-864-1181 (代表)

BODY  **プラスココロ**

花菱のオーダースーツづくりにはココロがあります。



- B**e style 自分らしく、自分仕様のスーツデザイン。
- E**ntertainment ビジネス、フォーマル、オフ。様々なシーン。
- S**ustainability いつでも着たい。いつまでも着たい。
- P**erformance つくり手の顔が見える安心感。
- O**ne & only 唯一無二。世界に一つだけの満足。
- K**indness 身体に優しく、快く。
- E**njoy 喜びを得る。そして、楽しむこと。

花菱縫製株式会社

〒339-8686 埼玉県さいたま市岩槻区笹久保2059
 TEL048-798-4129(代)
<http://www.hanabishi-housei.co.jp/>

HANABISHI



健康づくりの頼もしいパートナー 医療生協さいたま

医療生協さいたまは、川口市、さいたま市をはじめ、県内各地に15の病院、診療所、2つの老人保健施設、19のケアセンター（訪問看護、ホームヘルパー、デイサービス）を運営する生活協同組合です。

人権を尊重する、安心・安全の医療と介護を、20万人の組合員とともにすすめています。

■ISO9001認証 ■ISO14001認証 ■プライバシーマーク認定

■病院機能評価認定病院／

埼玉協同病院（川口市）埼玉西協同病院（所沢市）熊谷生協病院（熊谷市）秩父生協病院（秩父市）

■臨床研修指定病院／埼玉協同病院（川口市）

〒333-0831 埼玉県川口市木曾呂1317

TEL. 048-294-6111 <http://www.mcp-saitama.or.jp>

看護師・保健師募集！ 紹介歓迎

連絡先；本部 保健看護課まで

TEL. 048-810-2302 FAX. 048-810-2303

「安全」「安心」「おいしさ」を **pal*system**
ご自宅までお届けします！

パルシステムがお届けする米や青果は、
作る人の“顔が見える”産直品ばかり。
ライフスタイルに合わせた3つのカタログをご用意して、
「安全」「安心」「おいしさ」を、
皆様のご自宅までお届けします！



サンプルカタログを差し上げます。お気軽にお問い合わせください。

生活協同組合ドゥコープ

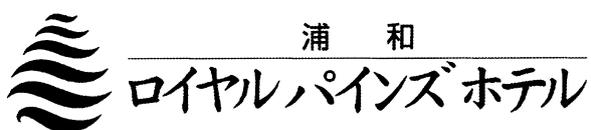


0120-860-678

受付時間は月～金
AM9:00～PM8:00

ホテルの本格グルメをお届けいたします。

ご家庭でのお集まりから、企業主催のパーティーまで、ご希望に合わせて当ホテルのシェフによる本格的なお料理と一流のサービスをお届けいたします。どうぞお気軽にご相談ください。



〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2-5-1
TEL. (048)827-1111 (代表)
<http://www.royalpines.co.jp/urawa>

生産と消費をむすぶ

米の産直

まいやま米店



〒338-0014 さいたま市中央区上峰 4-9-5
TEL/FAX 048-852-8888

「伝える」が仕事。編集制作引き受けます

機関紙・広報をはじめ、ピラ・チラシ、パンフやリーフ、ポスター、議案書、年史など、企画立案からデザイン提案まで専門のスタッフが対応。あらゆる宣伝物の印刷・制作をお引き受けしています。

株式会社 埼玉総合宣伝センター

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2-3-10 黒沢ビル3F
Phone 048-825-7531 Fax 048-825-7536
E-mail : info@s3c.co.jp

住まいは安心・安全の住宅生協で

環境に配慮
省エネ住宅

長寿命の家
「明日家」
あすか

高齢者・障
害者に優し
い家

- ◆リフォーム（増改築、耐震工事、屋根、外壁塗装、内装など）大歓迎
- ◆不動産、造園、2年に1度の無料住宅診断制度
- ◆安全のシロアリ消毒

お気軽に
お電話
下さい



さいたま住宅生活協同組合

〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2-10-12

TEL048-835-2801 <http://www.houscoop.or.jp/>

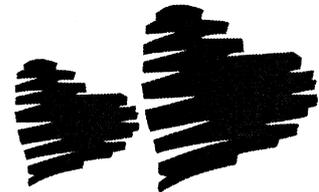
お問
い合
わせ

0120-406-902

見積り
無料



- カタログ チラシ ハガキ
- 名刺 社内報 文集
- 帳票類 同人誌 自費出版



合同会社 **双信舎印刷**

さいたま市浦和区瀬ヶ崎2-16-10

TEL.048-886-5556 FAX.048-881-0975 mail : sosinsya@f5.dion.ne.jp

私たち全農グループは、
生産者と消費者を 安心で結ぶ懸け橋
になります。

 JA全農さいたま

生協組合員
の皆さまへ

“暮らしの応援団”の〈中央ろうきん〉です。

※生協では相談や受付は行っていません。

大会のご盛会を心より
お祝い申し上げます

ろうきん
だから
できること



基本
姿勢

はたらく仲間の
金融機関です。

基本
姿勢

非営利・公平・民主的
運営の金融機関です。

基本
姿勢

生活者本位の
金融機関です。

〈中央ろうきん〉の商品・サービス

預金商品

総合口座

エース預金

定期預金

など

ローン商品

住宅ローン

カーライフローン

教育ローン

など

サービス

他行・ゆうちょ銀行・コンビニ等の

ATM利用手数料 **キャッシュバックサービス**

ろうきんサンクスポイント
貯Cia@!

など

※運用商品として、投資信託・個人向け国債などもお取扱っています。

資料請求・借入相談・ローン内容のお問合せ

〈ろうきん〉に コール

月～金曜日

生協組合員向けろうきんフリーダイヤル ☎ **0120-692-506**

AM9:00～PM5:00

(祝祭日休)

- ろうきんフリーダイヤルにご連絡いただければ、ご自宅に無担保ローン仮審査申込書を郵送いたします。
- また、埼玉県内の〈中央ろうきん〉店舗に「CO・OP知っ得情報チラシ」が設置されているのでご利用ください。

インターネットで

ローンの相談や仮審査申込ができます。

http://chuo.rokin.com/kaiin_cms/login.html

ID・PASSWORDともに coop1

ふれ愛バンク
ろうきん

主 催 第 44 回埼玉県消費者大会実行委員会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5

埼玉県生協連内

TEL 048-844-8971 FAX 048-844-8973